

神奈川県市長会からの「平成 29 年度 県の施策・
制度・予算に関する要望」に対する措置状況

2017/3

平成 29 年 3 月

神 奈 川 県

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の拡充について.....	1
2	都市税財源の充実・強化について	3
3	地域保健医療対策の充実について	5
4	教育行政の充実について.....	10
5	廃棄物処理対策について.....	14
6	地域経済の活性化について.....	16

一般要望事項

1	治安対策の強化について.....	18
2	地震防災対策の拡充について.....	20
3	地方の創意を活かした分権型社会の実現について	21
4	社会保障・税番号制度について	22
5	地方創生の推進について.....	24
6	公共建築物の再配置・長寿命化に伴う更新費用について	24
7	給与制度における地域手当について	25
8	都市税財源の充実・強化について	25
9	都市に対する県助成制度の改善について	27
10	社会福祉施策の充実について.....	28
11	国民健康保険制度の充実について	35
12	地域保健医療対策の充実について	37
13	放課後の児童対策の充実について	40
14	教育行政の充実について.....	41
15	文化財保護行政の推進について	43
16	基地対策の促進について.....	44
17	都市環境行政の推進について.....	46
18	道路の整備について.....	50
19	海岸・河川の整備について.....	59
20	都市整備について.....	62
21	都市公園等の整備について.....	64
22	都市交通の整備について.....	66
23	農林水産業の振興について.....	67
24	公共用地の取得について.....	68
25	地域の活性化に向けた取り組みについて	69
26	計画的な社会資本の整備推進について	70
27	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、 ラグビーワールドカップ 2019 開催に向けた取り組みについて	71
28	公契約法の制定について.....	72
29	産業振興施策に対する財政支援について	72

重点要望事項

1 地震防災対策の拡充について

<要望事項>

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

県内では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測されており、平成 27 年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金において、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材、消防団車両及び消防広域化後の地域手当格差による人件費増額分等について、補助対象を拡大し、補助額、補助率を引き上げること。

《措置状況》【安全防災局】

県では、平成 28 年度に「市町村地域防災力強化事業費補助金」を創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化いたしました。

具体的には、消防団や自主防災組織の充実強化、消防県内広域応援に資する取組の補助率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げ、新たに消防広域応援車両や消防団車両を補助対象に加えました。

県としては、維持運営に係る経費を支援対象とすることは困難であります。厳しい財政状況のもと、支援を最大限拡充したものと考えており、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。

<要望事項>

イ 地震対策関連法や神奈川県が示した新たな津波浸水想定に基づき市町村が行う地震防災対策に対する支援体制の拡充及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

《措置状況》【安全防災局】

県では、平成 28 年度に「市町村地域防災力強化事業費補助金」を創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化いたしました。

県としては、厳しい財政状況のもと、支援を最大限拡充したものと考えており、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。

また、県は、「県・市町村地震災害対策検討会議」等を通じて、国の知見や制度についての情報提供や説明等を実施し、関係市町村と緊密に連携をとりながら取組を推進しております。

<要望事項>

ウ 国の技術的助言に基づく「小規模な倉庫」の取扱いについて、特定行政庁でない自治体において地域の自主防災組織が防災備蓄倉庫の用途に資するために設置する際の要件の緩和を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより、国民の生命・財産等を保護することを目的としております。

そのため、建築物を新築する場合には、小規模なものであっても建築確認により関係規定への適

合性を審査し、周囲に対する影響や、地震・火災等により発生する被害に対して、安全性等を担保する必要があります。

国土交通省では、平成27年2月に技術的助言を発出し、土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについて貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとしております。

県では、この技術的助言の趣旨を踏まえて、県内の特定行政庁等で構成する神奈川県建築行政連絡協議会において、小規模倉庫の具体的な取扱いを定めております。

県としては、この取扱いにより建築物と判断される小規模倉庫については、建築基準法の規定に則って、所要の安全性を確保していただきたいと考えております。

.....

<要望事項>

エ 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第1次緊急輸送道路に加え、第2次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路も対象とすること。

<措置状況>【県土整備局】

県は、地震による建築物の倒壊等で通行障害が起らないように、緊急輸送道路沿道の建築物について耐震化を促進することが必要と考えております。

ただし、県が指定している緊急輸送道路は、約2,000kmあることから、緊急輸送道路のうち、災害時の緊急輸送の骨格をなす第1次緊急輸送道路約1,500kmの沿道建築物を優先し、市町村と連携して補助することにより耐震化を促進することといたしました。

今後、第1次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の進捗状況をみながら、必要に応じて、第2次緊急輸送道路や市町村が指定する補完道路の沿道建築物の耐震化支援についての対応を検討してまいります。

.....

<要望事項>

(2) 津波対策の強化について

ア 浸水想定域への避難施設設置に対する支援などの新たな津波浸水想定を踏まえた防災対策への支援、国道134号線下への防潮扉の設置などの防災対策の実施及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

<措置状況>【安全防災局・県土整備局】

県では、平成28年度に「市町村地域防災力強化事業費補助金」を創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化いたしました。この事業において、引き続き、津波対策を支援してまいります。

国道134号に設置されている市管理の地下通路への防潮門扉の設置については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行ってまいります。

津波防災対策は、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、「神奈川県津波対策推進会議」等を通じて、国の知見や制度に係る情報提供や協議を行うなど、沿岸市町と緊密に連携をとりながら進めてまいります。

.....

<要望事項>

イ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。

<措置状況>【安全防災局・県土整備局】

津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画の策定に当たっては、津波浸水想定に関するデータの提供など、必要な技術支援を行ってまいります。

また、津波対策については、「神奈川県津波対策推進会議」等を利用して、沿岸市町や関係機関と緊密に連携をとりながら進めてまいります。

.....
＜要望事項＞

ウ 神奈川県津波対策推進会議津波浸水想定検討部会における新たな浸水予測に基づくハード・ソフトの津波対策について、県が実施する対策及び沿岸市町が実施すべき対策の方向性や考え方を示すこと。

＜措置状況＞【安全防災局】

県は、県及び市町村が防災・減災対策の取組を進める上での指針として、平成28年3月に地震防災戦略を改定いたしました。地震防災戦略では、揺れ、津波、火災、それぞれの被害の軽減に有効な対策を重点施策と位置づけ、津波対策を含めた地震防災対策を推進いたします。

なお、新たな地震防災戦略、国の法令改正や防災基本計画の修正、近年の災害の教訓などを踏まえ、平成29年2月に、地域防災計画（地震災害対策計画）を修正いたしました。

2 都市税財源の充実・強化について

＜要望事項＞

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 平成26年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また消費税率引き上げ時にさらに拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。

また、法人住民税の一部国税化を続ける場合には、地方財政に影響を与えないよう、代替財源を確保するよう国に働きかけること。

＜措置状況＞【政策局】

地方の税源の偏在是正にあたって、法人住民税の一部を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、地方分権の観点に沿った税制のあり方として極めて不適切です。地方の税源の偏在是正は、国から地方への税源移譲等により地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うよう、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

.....
＜要望事項＞

イ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施される際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

＜措置状況＞【政策局】

地方分権の推進に当たっては、税源移譲により自主財源を確保することが重要であり、また、臨時財政対策債については、本来の地方交付税に還元することが必要であると認識しております。

今後とも、地方税財源の充実が図られるよう、全国知事会など地方六団体を通じて、機会を捉え

て国に働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

ウ ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。

<措置状況>【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、行政サービスの対価として負担していただく税であり、また、ゴルフ場が所在する自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっていることから、県としても堅持するよう、県内選出国会議員に対する働き掛けや全国知事会等を通じて要望しております。

平成29年度税制改正においては、制度が維持されることとなりました。

.....

<要望事項>

エ 地方創生応援税制においては、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用するよう国に働きかけること。

<措置状況>【政策局】

いわゆる「企業版ふるさと納税」については、地方創生の取組を企業の応援により進めていくという趣旨は理解するところですが、神奈川県内の市町村においても、人口減少・急速な高齢化などの課題に直面しており、地方創生に積極的に取り組んでいかなければならない状況は、変わりありません。

このため、県は、市長会及び町村会とともに、県内全市町村が「企業版ふるさと納税」の対象となるよう国に要望してきましたが、今後とも機会を捉えて国に働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

(2) 国庫補助負担金について

ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るよう国に働きかけること。

<措置状況>【政策局】

国庫補助負担金の削減等に当たっては、その所要額を確実に税源移譲するなど、地方自治体の裁量権の拡大につながる措置がなされるよう、国に働きかけてまいります。

また、国庫補助負担金の地方超過負担についても、未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、併せて機会を捉えて国に働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

イ まち・ひと・しごと創生事業の実効性を高めるため、その財政需要に対して、地方交付税だけでなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。

<措置状況>【政策局】

県では、地方創生に関連する予算の十分な確保について、全国知事会を通じて国に要望を行っております。

国では、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化を図る支援策として、地域再生

法の一部を改正し、「地方創生推進交付金」を新たに創設いたしました。地方版総合戦略に位置づけられた自治体の自主的・主体的な取組で先導的な事業を複数年にわたり安定的・継続的に支援していくものとして、国の平成 28 年度当初予算に 1,000 億円（地方負担 2 分の 1）が計上され、平成 29 年度については 1,000 億円の予算が概算決定されているところです。また、地方版総合戦略に基づく事業について、施設整備等の取組を進めることを目的として、「地方創生拠点整備交付金」が創設され、国の平成 28 年度補正予算（第 2 号）において 900 億円（地方負担 2 分の 1）が計上されました。

県では、市町村が自立かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするため、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保されるよう、国に求めてまいります。

.....

<要望事項>

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

<措置状況>【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成 19 年度から 24 年度まで実施され、25 年度は、特定被災地方公共団体に限り認められていましたが、25 年度限りで制度が廃止されたところです。

しかしながら、臨時財政対策債による公債費の増加などにより、県内市町村も厳しい財政状況にありますので、公債費負担の軽減については、引き続き、国に働きかけてまいります。

なお、県独自の公債費負担の軽減策として、過去に県内市町村が、公共施設等整備のために民間金融機関等から借入した資金を、低利の市町村振興資金貸付金へ借換できることとし、平成 27 年度から実施しております。

.....

<要望事項>

(4) 地方交付税について

不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

<措置状況>【政策局】

市町村が自立かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

こうしたことから、御要望の趣旨も踏まえ、国庫補助金等の補助率の較差の解消等を国に求めてまいります。

3 地域保健医療対策の充実について

<要望事項>

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

＜措置状況＞【県民局・保健福祉局】

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、県として、国に対して要望を行っておりますが、今後も、引き続き、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、国に対して働きかけてまいります。

また、国による福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の削減措置は、国が本来果たすべきセーフティーネットを担っている地方自治体の取組を阻害するものであり、国保財政に多大な負担を強いるものです。

県としても、「平成29年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会、14 大都道府県国保主管課長会議を通じて、国庫負担金等への削減措置の廃止について国へ働きかけを行っております。

なお、子どもの医療費助成に係る国保の減額調整措置の見直しについては「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」において、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。」とされ、平成28年12月、未就学児までについては減額措置を行わないとされたところです。

引き続き、国の動向に注視し、機会を捉え必要な働きかけを行ってまいります。

＜要望事項＞

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

＜措置状況＞【県民局】

小児医療費助成制度については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

小児医療費助成制度の一部負担金や所得制限の撤廃の今後の方向性については、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重に検討してまいります。

なお、小児医療費助成制度については、本県と市町村との協議により、通院について、病気にかかりやすく、病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い、小学校入学前までの子どもを補助対象としていることから、補助対象年齢を引き上げることは考えておりません。

県としては、小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、平成28年度においても国に対して要望を行っておりますが、今後も、引き続き、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、国に対して働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療対策費補助金交付要綱に基づく補助額の維持や小児救急医療施設の運営に係る助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。

また、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策等支援を行うこと。

《措置状況》【保健福祉局】

小児救急医療をはじめとする救急医療の充実に向けては、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めるため、今後も、効率的で切れ目のない総合的な医療体制の整備に努めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用し事業が実施できるよう、機会を捉え国に働きかけてまいります。

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の医師確保を図っております。

また、平成27年1月に設置した医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、平成27年10月に設置した地域医療支援センターにおいて特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでおります。

医師不足や医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師の数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることや新たな専門医制度においては、取得に必要な症例数などから医師の偏在が助長されないよう国に対して要望しているところです。

特に産科医不足は、人材育成に時間を要することもあるため、学生や研修医に早い段階から産婦人科の魅力に触れる機会を提供する事業を実施しておりますが、少子化対策は喫緊の課題であることから、今後も安心安全な分娩提供体制の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

＜要望事項＞

(3) 医療従事者の確保について

ア 地域における安定した医療環境の確保のため、医師や看護師などの医療従事者の処遇改善や勤務環境改善等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修学資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでおります。また、平成27年1月に設置した医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、平成27年10月に設置した地域医療支援センターにおいて特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでおります。

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることや新たな専門医制度においては、取得に必要な症例数などから医師の偏在が助長されないよう国が調整を図るよう要望しているところです。

また、看護職員の養成・確保対策については、修学資金の貸付、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する補助等に取り組んでおります。今後も、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保・定着に向けて取り組んでまいります。

＜要望事項＞

イ 県立足柄上病院を含む県立病院の医療体制の充実や地域の基幹病院の機能維持のため深刻な問題となっている麻酔科医の確保など、地域の実情に応じた医療の確保について、医師の派遣や十分な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても地域医療介護総合確保基金を活用した積極的な対策を講じること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでおります。

また、平成27年1月に設置した医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、平成27年10月に設置した地域医療支援センターにおいて特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでおります。

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることや新たな専門医制度においては、取得に必要な症例数などから医師の偏在が助長されないよう国が調整を図るよう要望しているところです。

なお、診療科は医師本人の意向により選択されるものであることを踏まえ、地域医療支援センターにおいて、医師を目指す学生や研修医に本県の現状と課題を啓発する機会を提供するよう取り組んでまいります。

さらに、県立病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標において、各病院の特性や専門性を生かした医療を提供するよう指示しております。

＜要望事項＞

(4) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とするとともに、全国どこでも安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、統一的な妊婦健康診査体制の整備と健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

国は妊婦健康診査臨時特例交付金について、平成25年1月末の平成25年度政府予算案にかかる閣議決定に基づき、事業期間を平成24年度で終了することとして、それまでの補正予算に替わり、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行したところです。

平成28年7月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について」においても、この考え方は明確に示されており、国において必要な財源措置は行われているものと考えております。

＜要望事項＞

(5) 不妊及び不育症治療について

一般不妊及び不育症治療について、新たな支援制度の創設や男性特定不妊治療についての助成額の拡充をするとともに、国に働きかけること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の一部を補助しており、また、不妊・不育専門相談センターにおいて相談支援を行っております。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望してまいります。

また、不育症については、妊娠はするけれども、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされております。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されておりますが、検査や治療が可能な医

療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておりません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案してまいります。

.....
<要望事項>

(6) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国負担とするなど、自治体間において費用負担の格差を生じさせないため、新たな措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

予防接種の財政支援においては「予防接種に関する基本的な計画の施行について」（平成26年3月28日付け厚生労働省健康局長通知）において、「市町村が定期の予防接種に関する一連の事務を円滑に実施できるよう、関係者との調整や必要な財源の捻出及び確保に努める必要があること」が国の役割と定められたことから、今後は、本県としても国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

.....
<要望事項>

イ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策に対する補助を継続すること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では、「風しん撲滅作戦」として、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催までに、「神奈川で風しんの流行を発生させない」、「今後、妊娠する人から先天性風しん症候群を出さない」ことを目指し、事業を展開しております。

そこで、妊娠を希望する女性、妊婦の夫等に対して、市町村が風しんワクチン接種等の費用を助成する場合の、市町村の助成費用に対する県の補助継続に向けて予算を確保しました。

.....
<要望事項>

(7) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

市町村が実施するがん検診について、同計画が目指す受診率向上に向け、財政措置の拡充を講じることを、国に対し、継続して要望しております。

.....
<要望事項>

(8) 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策強化交付金事業費補助金について、交付金による自殺対策事業の継続実施を国に働きかけること。また、県においても市町村の自殺対策事業の円滑な実施が図られるよう、市町村の財政負担の軽減策を講じるとともに、市町村の負担割合が過剰とならないよう、補助率の見直しなど必要な財源の確実な配分について国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

市町村補助金の財政負担については、地域における自殺対策の推進が継続できるよう、今後の国

の動向に注視しながら、検討してまいります。

.....
<要望事項>

(9) 在宅医療推進のための駐車禁止除外車両の指定について

在宅医療推進のため、医療及び介護従事者が利用者宅に訪問する際の駐車禁止除外車両指定を行うことができるよう、県警と協議を進めること。

《措置状況》【保健福祉局・警察本部】

駐車禁止除外標章の掲出による車両の指定については、高度の公共性、緊急性等を有する用務に使用する車両及び専ら歩行が困難な者を輸送するための車両としております。これは、道路における交通流の安全性と円滑化の確保、交通事故防止などのための交通規制の重要性とその規制を除外しても駐車しなければならない特別な事情を鑑みて決めたものです。

したがって、これらの用務等に該当するものについては、在宅医療推進のために使用する車両に限らず、今後とも指定を行ってまいります。

なお、訪問看護、訪問介護等に使用中の車両については、道路交通法第45条第1項の規定による駐車許可を受けることが可能です。駐車許可事務については、簡素合理化に努めるよう警察庁から県警本部長あてに通達されており、神奈川県警本部においても、当該法律や通達に基づき許可の適否が判断されております。

.....
<要望事項>

(10) 健康長寿社会実現に向けた「未病を改善する」取り組みについて

健康寿命を延伸し、誰もが健康で活躍できる生涯現役社会の実現のため、市町村の未病を改善する取り組みについて、必要な財源を確保し財政支援を行うこと。また、この財源となる市町村自治基盤強化総合補助金については、市町村の規模に応じた限度額の見直しや補助率の引上げなど、広域的に取り組みやすい制度になるよう見直すこと。

《措置状況》【政策局・保健福祉局】

県では、市町村等との連携により、「未病」の概念を普及するとともに、県民に「未病を改善する」取組を実践する機会を提供することで、県内各地に取組を拡げていくことが重要と考えております。

このため、市町村の未病改善の取組を支援するため、平成28年度から、市町村自治基盤強化総合補助金の中の「地方創生推進事業」の対象事業として、未病を改善する取組を新たに位置付けました。

地方創生に資する事業を幅広く対象とし、柔軟な対応ができるよう制度設計をしておりますが、今後も市町村の御意見を伺いながら、より有効に御活用いただけるよう検討してまいります。

4 教育行政の充実について

<要望事項>

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつ

つ予算措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。

《措置状況》【教育局】

少人数学級については、平成23年度から小学校第1学年を35人以下学級とする教職員定数改善が実施され、平成24年度からは小学校第2学年の35人以下学級について、現に36人以上となっている学級を解消するための国の加配措置により実施されております。

標準法に規定のない教員加配については、県単独予算によることとなるので、困難であります。本県としては指導方法の工夫改善のための教育環境が後退することのないよう、引き続き国に要望してまいります。

＜要望事項＞

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

御要望の点については、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会において国に要望しております。

＜要望事項＞

ウ 平成25年12月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、小学校中学年での活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、外国語指導助手（ALT）の配置及び効果的な授業実践を目指したICT機器の整備など、人材の確保及び財政措置を講じるとともに、その支援について国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

小学校外国語活動におけるALTの有用性については認識しておりますが、県独自で予算措置を行うことは困難であります。

ICT機器等学習環境の整備に関しては、文部科学省が作成した新教材「Hi, friends!」に付属しているデジタル教材の活用を図っております。

また、小学校外国語活動についての実践研究を進めるとともに、全県教育課程研究会の小学校外国語部会の充実を図っており、総合教育センターにおいて、外国語活動の推進役を担う教員を養成するため、小学校外国語活動授業づくり研修講座などを実施しております。

なお、平成27年度からは、国で研修を受けた英語教育推進リーダーを活用した「小学校教員外国語活動指導力向上研修」を開始し平成31年度まで実施していく予定です。さらに、平成29年度から、県教育委員会と神奈川大学が連携した小学校教員が中学校英語教員免許状を取得するための取組を実施する予定です。

さらに、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会から国に要望しており、今後とも機会を捉えて働きかけてまいります。

＜要望事項＞

エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

《措置状況》【教育局】

正規教員の採用にあたっては、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な人員構成も踏まえた中期的な採用計画を立てて採用数の確保に努めております。

また、市町村への配属にあたっては、教育事務所を通じて各市町村教育委員会の欠員状況や要望などを把握し、新規採用教員の配置数を決定しているところですが、今後とも、各市町村の意向を踏まえながら対応に努めてまいります。

現在、小・中学校に配置されている臨時的任用教員については、県として各地域の教育事務所が年2回研修を実施するとともに、要望に応じ、退職校長等による訪問指導を実施しております。

また、総合教育センターでは、市町村立学校の臨時的任用教員が受講可能な自己研鑽のための研修講座や、大学との連携による臨時的任用教員や非常勤講師等を対象とした研修を実施しております。こうした自己研鑽のための研修については、一般の教員と同様に受講できるようにするなど、臨時的任用教員が受講しやすくなるよう改善しております。

教育指導員の派遣については、市町村教育委員会の要請により、教育事務所から各学校に派遣しております。今後とも可能な限り対応に努めてまいります。

<要望事項>

オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。また、学校司書の配置についての財政措置は地方交付税措置ではなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。

<措置状況>【教育局】

県の措置として司書教諭を専任配置することは、困難であります。

なお、学校図書館の整備・充実に必要な措置、特に司書教諭等の配置については、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しており、今後とも機会を捉えて働きかけてまいります。

<要望事項>

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等を加配すること。また、特別支援学級における教員の複数配置について県の基準に基づいた適正な配置を行い、その支援について国に働きかけるとともに、年度途中に任用要件が消失した場合についても、年間指導計画に支障が出ないよう継続して任用を行うこと。さらに、非常勤講師や、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。

<措置状況>【教育局】

標準法に規定のない教育相談コーディネーター等の専任配置を県単独予算として措置することは困難であります。

県では、教育相談コーディネーターの養成研修講座を実施しており、県内全公立小中学校（政令市、中核市を除く）において、1名以上を指名しております。

今後も継続して講座を実施し、各学校に複数配置できるよう取り組んでまいります。また、教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き、国に要望してまいります。

特別支援学級の教員配置については、学級担任のほかに児童生徒数を勘案し、予算の範囲内で加配措置を講じておりますが、年度途中に在籍者が減少した場合、当初予定した担当業務がなくなつたと考えられることから、原則、定数減としております。

なお、本県では、教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うための非常勤講師を配置しているところであり、今後も必要な定数・予算の確保に努めてまいります。

また、今後は市町村において、障害の重複化や多様化に対応できるよう理学療法士や作業療法士等の専門職を、新たに市町村の教育相談チームに派遣する等、支援の拡大を図ってまいります。

障害のある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充について、引き続き、国に要望してまいります。

.....
<要望事項>

イ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置することも含めて、特別支援教育体制の充実強化を図ること。

《措置状況》【教育局】

特別支援学校を希望する子どもたちが増えており、県教育委員会では、横浜市北部に新設校の準備を進めております。

県央地域においては、平成28年4月に、海老名市にえびな支援学校を開校いたしました。

.....
<要望事項>

ウ 特別支援教育における生徒等の支援の充実を図るため、全校に教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者を専任で配置するとともに、標準定数を定めるよう国に働きかけ、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。また、個別指導やティーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間の増を図ること。

《措置状況》【教育局】

県では、毎年予算の範囲内で、学校規模に応じて児童生徒指導担当教員を配置しているほか、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童・生徒の対応のために、児童生徒支援担当教員を加配しております。

また、県では特別支援教育を推進するための教育相談コーディネーターの補助として、非常勤講師を配置しております。特別支援教育推進に係る非常勤講師の配当時間の拡充については、現在の厳しい財政状況の下では困難ですが、その重要性は十分認識しており、今後とも必要な予算の確保に努めてまいります。

なお、教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き、国に要望してまいります。

.....
<要望事項>

エ 障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活を支援する介助員について、財政措置を講じること。

《措置状況》【教育局】

障害のある児童生徒に対する学校生活上の介護や学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充については、引き続き、国に要望してまいります。

.....
<要望事項>

(3) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間245時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会

福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）の派遣拡大及び配置の維持を行うこと。

＜措置状況＞【教育局】

教育支援センター（適応指導教室）専任教員は、県単独予算として配置しており、これ以上の増員は困難ですが、現在の配置継続に努めてまいります。

小学校へのスクールカウンセラーの配置については、中学校配置のスクールカウンセラーが学区内の小学校に対応しております。国庫補助が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことや現在の厳しい財政の下では、現行制度の中で、新たに小学校へ専属で配置することは、困難であります。

平成28年度のスクールカウンセラーの勤務時間については、国の補助金の額が、当初大幅に減額されましたが、要望を続けた結果、年間245時間を確保したところであります。

問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置しており、平成29年度は、配置人数を平成28年度より6人増加し、36人とする予定です。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県及び全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会において国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

＜要望事項＞

(4) 中学校給食導入促進事業補助制度の創設について

全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため、市町村が導入を進めるにあたって課題となっている施設・設備などの初期整備費用の負担について、補助制度を創設すること。

＜措置状況＞【教育局】

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費については、学校の設置者が負担することとなっており、また、施設整備については、国の補助制度があることから、県教育委員会では、財政支援ではなく、引き続き、他の自治体の事例等を情報提供することなどにより、市町村を支援してまいります。

＜要望事項＞

(5) 県費学校栄養職員の配置基準の見直しについて

食育推進と学校給食の充実を図るため、県費学校栄養職員の配置基準を見直すこと。

＜措置状況＞【教育局】

学校栄養職員等を現在の配置基準以上に配置することは、県単独予算によることとなるため、本県の厳しい財政状況の下では困難ですが、引き続き、標準法に基づく配置に努めてまいります。

5 廃棄物処理対策について

＜要望事項＞

廃棄物処理対策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全のためにも極めて重要です。現在の家電リサイクル法においては、リサイクル料金が後払い制のため家電製品の不法投棄が増加し、その処理による各自治体の負担も年々増加しています。循環型社会の実現のためには、処理施設の整備とともに、法整備によるリサイクル活動の推進が不可欠です。

については、循環型社会の形成を図るため、次の事項について要望します。

廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

〈措置状況〉【環境農政局】

「平成29年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、不法投棄された対象機器の処理費用を事業者の負担とする制度を確立することを国に提案しております。

なお、一般財団法人家電製品協会が資金を拠出する不法投棄未然防止事業協力制度は平成29年度まで延長されております。

また、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、リサイクルの対象となる家電製品が拡大されており、県としても市町村と連携し取組を促進してまいります。

〈要望事項〉

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となつて、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

〈措置状況〉【環境農政局】

一般廃棄物処理施設から排出される焼却灰の資源化の推進は、最終処分量の削減、資源の循環的利用促進の観点から重要と考えており、平成18年度から平成23年度まで、神奈川県ごみ処理広域化推進会議に専門部会を設置し、民間事業者の活用による安定的、効率的な資源化の方策を、市町村と共同して検討したところです。

焼却灰資源化施設の誘致等については、立地に係る地元調整等、課題が多いところです。そこで、民間事業者の活用による焼却灰の安定的、効率的な資源化方策について、専門部会での検討の再開も含めて、市町村の意向も踏まえた上で、市町村と共同で検討してまいります。

〈要望事項〉

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額を割落としせず地方が必要とする総額を確保するよう国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけるとともに、ダイオキシン類対策に係る設備機器延命化のための改修について、「災害時の廃棄物処理システムの強靱化」の対象事業とすること。

また、3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、同交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。さらに、基幹的設備改良事業の交付対象設備について、機器の単純更新など交付対象外とされている事業についても、基幹的設備改良事業として実施するものは交付対象とするよう国に働きかけること。

〈措置状況〉【環境農政局】

「平成29年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、市町村の事業量に応じた予算額を確保することを国に提案しております。また、循環型社会形成推進交付金制度では、交付対象となる中継施設は、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限られていますが、ごみ処理広域化の推進に当たり重要な施設であることから、ごみ焼却施設の跡地に整備するものでなくても交付対象

とすること、さらに、災害時においても廃棄物処理施設の機能を維持するため、耐震化、耐浪化等の事業は全て交付対象とすることを、同様に提案しております。

なお、平成27年度から、一定条件の下、二酸化炭素削減率が1.5%以上の基幹改良については交付対象となっております。また、基幹的設備改良事業については、長寿命化に加え、地球温暖化対策の推進又は災害時の廃棄物処理システムの強靱化を目的としたメニューであるため、これら対策の強化に寄与しない設備改良を交付対象とするよう国に働きかけることは困難であります。

6 地域経済の活性化について

<要望事項>

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

ついては、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のために、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道（新東名高速道路）、圏央道、厚木秦野道路、三浦縦貫道路などの広域幹線道路や地域生活に密接な関わりを有する国・県道の建設促進や西湘バイパス延伸などの早期事業化を図ること。

また、有料道路の料金の引き下げや無料化を図るなど地域活性化に向けた必要な措置を講じるとともに、スマートインターチェンジの設置について積極的な取り組みを行うこと。

《措置状況》【県土整備局】

新東名高速道路、圏央道、厚木秦野道路などの整備促進や、西湘バイパス延伸の計画の具体化については、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国や高速道路会社へ要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、国等に強く働きかけてまいります。

三浦縦貫道路などの県が管理する国道及び県道については、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備に取り組んでまいります。

高速道路料金の低減や無料化については、その実現に当たって、整備のため借入れた資金の確実な返済や維持修繕・更新のための財源確保等の大きな課題が考えられます。

平成27年7月に国の国土幹線道路部会より示された『高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」』の中間答申においては、高速道路の料金体系や維持修繕・更新に係る負担のあり方について、重点的に検討を進める必要があるとされております。

首都圏の高速道路料金については、平成28年4月1日から、対距離制を基本とした新たな料金制度が導入されていますが、今後も、国や部会の動向を注視してまいります。

スマートインターチェンジについては、現在、県内5箇所（綾瀬、山北、秦野SA、厚木PA、横須賀PA）のスマートインターチェンジが、国から連結許可を受けて事業化されております。

県では、引き続き、（仮称）綾瀬スマートインターチェンジの整備を推進するとともに、市町が事業主体となるスマートインターチェンジについても整備が円滑に進むよう、技術的な支援を行ってまいります。

また、県内関係市町等と連携して、スマートインターチェンジの整備にかかる財源の確保などについて、国等に働きかけてまいります。

<要望事項>

(2) 海岸・河川の整備等について

ア 海岸の保全について

早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じる

こと。

また、バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。

《措置状況》【環境農政局・保健福祉局・県土整備局】

県では「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しております。今後も引き続き、砂浜の移動現況調査等を行いながら、養浜事業を効率的、効果的に取り組んでいくとともに、良質な養浜材の確保に努めてまいります。

逗子海岸における砂質の劣化、黒色化については、海岸に打ち上がった海藻を砂浜に埋めて処理をすることにより、一時的に砂が黒色化することがあります。「公共財団法人かながわ海岸美化財団」の調査では、砂は、天日にさらされることでもとに戻るとされており、現状の埋却処理が最も現実的な方法であると考えております。

また、県は、関係市町や庁内関係部局で構成する「安全・安心で個性と魅力ある海岸づくり推進会議」を設置し、海岸利用の課題等に関する今後の取組方針に基づき、海岸利用の課題等について、対応を図っております。

この取組方針において、バーベキュー等については、適正利用に向けて、市町が海岸利用について定める「海・浜ルール」の周知・啓発に取り組むこととしており、キャンペーンの実施などについて支援してまいります。

さらに、海岸美化を推進するため、平成25年度より、バーベキューなどの海岸利用者に対して、「ごみの持ち帰り」を直接呼びかける普及啓発活動を行っております。

＜要望事項＞

イ 河川の整備等の促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備を促進するとともに、土砂が堆積している河川においては、河床の浚渫を実施すること。

また、津波が遡上した際、河川に不法係留されているプレジャーボートが被害拡大の要因となるため、早急に不法係留船対策を講じること。

さらに、整備等に当たっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。

《措置状況》【県土整備局】

治水対策として、今後も河川整備の推進に努めてまいります。

また、多自然川づくりは、浄化対策にも寄与するものと考えられますので、合わせて推進に努めてまいります。

なお、整備に当たっては、関係市町村や地域の皆様の御意見を伺いながら進めてまいります。

河床に堆積した土砂の撤去については、全体の状況を考慮しながら、土砂の堆積が著しい箇所から順次実施してまいります。

河川法の許可なく河川に係留している不法係留船は、船舶が流失した場合、河川管理施設が損傷する恐れがあるなど、河川管理上の支障を生ずることから、県管理河川については、移動先となる保管施設の情報提供などを通じて自主的な移動を一層促し、それでもなお船舶を移動させない場合には、代執行による強制的な撤去も含めた対策を講じてまいります。

＜要望事項＞

(3) 空き家対策の推進について

定住を促す魅力的な都市環境づくりと人口減少社会に対応した総合的な住宅政策を推進するため、空き家の有効活用や流通の促進、解体を含めた適正な管理等について、財政支援を行うこと。

《措置状況》【県土整備局】

県は、いわゆる空き家対策法が平成27年5月から完全施行され、空き家対策を検討する場として、

県と市町村を構成員とする「空き家対策行政実務者会議」を設置し、情報交換や専門家による講演などを行っております。

また、平成28年7月に、市町村が「空家等対策計画」を策定する際の指針となる、モデル計画を市町村の意見を聞きながら作成したところです。

今後も引き続き、「空き家対策行政実務者会議」の場などを活用し、空き家対策に係る、県と市町村との連携を深め、更なる支援のあり方について検討を行ってまいります。

また、県や市町、不動産関係団体などで構成する「神奈川県居住支援協議会」において、平成28年度から新たに、国の「先駆的空き家対策モデル事業」の採択を受け、2年間で特定空家の判断基準等のマニュアルを作成し、成果を市町村に情報提供してまいります。

財政的な支援については、国の「空き家対策総合支援事業」により、空き家の利活用等に補助を受けることができます。

県としても、支援措置の充実を引き続き国に対して要望してまいります。

なお、この補助金を受けるには、「空家等対策計画」を策定していることが要件となっております。

また、各種のリフォーム等助成事業については、社会資本整備総合交付金の提案事業を活用する方法もあります。

<要望事項>

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019開催に向けた取り組みについて

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に向けたスポーツ施設の整備等について、新たな国庫補助制度を創設するよう、国に働きかけること。

<措置状況>【スポーツ局】

県では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を機に、地方自治体が設置する体育・スポーツ施設の整備充実に対する財政支援について、平成28年8月にスポーツ庁を訪問し、要望を行っております。

また、ラグビーワールドカップ2019開催自治体協議会において、各開催自治体の要望を取りまとめた上で、平成28年5月に「ラグビーワールドカップ2019開催に係る支援について(要望)」により、施設整備等の財政支援を国に対して要望しております。

一般要望事項

1 治安対策の強化について

<要望事項>

ここ数年の県内の刑法犯及び重要犯罪認知件数は減少傾向にありますが、依然として治安の悪化が危惧されています。また、生活に不安を抱える高齢者の増加により、防犯・交通安全に係る警察活動に寄せる市民の期待は、ますます大きくなっています。

ついては、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じるよう要望します。

(1) 警察体制の拡充について

ア 茅ヶ崎市においては、香川、松林、鶴嶺西地区及び周辺環境の変化が著しい小和田地区に交番を設置し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。

<措置状況>【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所と

の位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

香川地区は、約 1.2km 離れた場所に鶴が台交番が、松林地区は直近に小和田交番が、鶴嶺西地区は約 0.8km 離れた場所に西久保駐在所及び約 1.2km の場所に今宿交番が、小和田地区には小和田交番があり、現在の交番・駐在所の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難であります。

また、小出駐在所、西久保駐在所及び南湖駐在所の交番への転換についても、前記事項を検討しますと、現時点での交番への転換は困難であります。

今後も、各地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置を検討してまいります。

＜要望事項＞

イ 海老名市においては、さがみ野駅前に交番を設置するとともに、交番設置までの間のさがみ野安全安心ステーションの運営に要する費用を負担すること。また、大規模複合商業施設が昨年 10 月に開業し、市内外からの集客により賑わいが創出された反面、犯罪の増加が懸念されることから、海老名駅西口に交番を設置すること。

＜措置状況＞【安全防災局・警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

さがみ野駅周辺地区は、海老名警察署かしわ台駅前交番が管轄しておりますが、約 1.5km 離れた場所にかしわ台駅前交番、大和警察署相模大塚駅前交番並びに寺尾交番及び座間警察署栗原交番並びにひばりが丘交番の 5 交番がありますが、同地区の開発状況及び治安情勢の推移、交番用地の確保状況等に配慮しながら、交番設置の実現に向けた調整及び設計を実施してまいります。

同地域における行政区の特殊性を考慮して、平成 13 年 5 月、海老名警察署の開設を機に事件事故への迅速な対応と処理を図るため、平成 14 年 10 月、海老名、大和及び座間の 3 警察署による「さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定」を締結して対応しております。

また、さがみ野安全安心ステーションに対しては、今後もパトカーや交番勤務員による立寄り警戒活動等の強化を図り、治安維持に努めてまいります。

なお、さがみ野安全安心ステーションは、県の補助制度を活用して、海老名市が整備した防犯活動拠点ですが、厳しい財政状況の中、御要望の県による運営費負担は困難であります。

海老名駅西口地区は、直近に海老名駅前交番及び約 1.5km 離れた場所に海西交番があり、現時点での交番の設置は困難な状況であります。

今後も、各地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置を検討してまいります。

＜要望事項＞

ウ 南足柄市においては、人口密集地区である岡本地区の岩原・沼田地域に新たな交番等を設置すること。

＜措置状況＞【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討して

おります。

岩原・沼田地域は、約 1.0km 離れた場所に岡本交番があり、現在の交番の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難であります。

今後も、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置を検討してまいります。

.....

<要望事項>

(2) 道路交通安全対策の強化について

交通事故の減少に向けて、県公安委員会が所管する横断歩道等の不鮮明な路面標示の補修を迅速に行うこと。

<措置状況>【警察本部】

県警察としては、市町村から要望が多い、道路標示の補修を重点的に実施し、とりわけ横断歩道については、平成 27 年度までに把握している著しく視認性が低下している箇所を平成 29 年度中に完了するよう実施してまいります。

2 地震防災対策の拡充について

<要望事項>

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

県内では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測されており、平成 27 年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金において、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材、消防団車両及び消防広域化後の地域手当格差による人件費増額分等について、補助対象を拡大し、補助額、補助率を引き上げること。

<措置状況>

重点要望事項 1-(1)-アで回答

.....

<要望事項>

イ 地震対策関連法や神奈川県が示した新たな津波浸水想定に基づき市町村が行う地震防災対策に対する支援体制の拡充及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

<措置状況>

重点要望事項 1-(1)-イで回答

.....

<要望事項>

ウ 国の技術的助言に基づく「小規模な倉庫」の取扱いについて、特定行政庁でない自治体において地域の自主防災組織が防災備蓄倉庫の用途に資するために設置する際の要件の緩和を図ること。

《措置状況》

重点要望事項 1-(1)-ウで回答

.....

〈要望事項〉

エ 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第1次緊急輸送道路に加え、第2次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路も対象とすること。

《措置状況》

重点要望事項 1-(1)-エで回答

.....

〈要望事項〉

(2) 津波対策の強化について

ア 浸水想定域への避難施設設置に対する支援などの新たな津波浸水想定を踏まえた防災対策への支援、国道134号線下への防潮扉の設置などの防災対策の実施及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

《措置状況》

重点要望事項 1-(2)-アで回答

.....

〈要望事項〉

イ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。

《措置状況》

重点要望事項 1-(2)-イで回答

.....

〈要望事項〉

ウ 神奈川県津波対策推進会議津波浸水想定検討部会における新たな浸水予測に基づくハード・ソフトの津波対策について、県が実施する対策及び沿岸市町が実施すべき対策の方向性や考え方を示すこと。

《措置状況》

重点要望事項 1-(2)-ウで回答

3 地方の創意を活かした分権型社会の実現について

〈要望事項〉

持続可能な地域づくりの実現のためには、地域の個性を発揮し、自立した行政運営ができる環境を早急に整備していくことが必要です。

先進的な諸施策について都市自治体間で情報共有等を図り、相互に連携・協力を深めるとともに、効率的・効果的な行政運営が必要となります。

については、次の事項について要望します。

中核市移行に伴う支援について

中核市への円滑な移行を実現するため、移行市に対し積極的な情報提供を行うとともに、保健所業務をはじめとする中核市に係る事務を円滑に引き継げるよう、人的及び財政的支援等の措置

を適切に実施すること。

また、平成 28 年 6 月に公布された改正児童福祉法に、施行後 5 年を目途として中核市が児童相談所を設置できるよう、国が設置に係る支援等を行うことが盛り込まれたことから、具体的な施策に関する早期の検討を行うとともに、適切な措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局・県民局・保健福祉局】

中核市への移行は、住民に最も身近な基礎自治体が主体的・完結的に事務を行うことにより、住民サービスの向上を実現していく地方分権の考え方にもかなうものと考えており、対象市の議論の進捗と歩調を合わせ、円滑な移行に向けて、できる限りの協力をしてまいります。

また、その支援については、保健所業務などについて県が保有する専門人材や技術・ノウハウを活用した人的支援を、できる限り行ってまいります。財政的支援等については、移行に伴う財政面での影響等を考慮しながら、どのような支援ができるのか対象市と個別に検討してまいります。

児童相談所の業務については、中核市など一定規模の自治体が、住民に身近なサービスと連携して行っていくことは、望ましいと考えております。

県では、横須賀市が児童相談所を設置した際は、設置前後に、市の職員の受け入れや県職員の派遣などにより、人的支援を行ったほか、設置後も、県と各市の児童相談所では、所長会議や課長会議などを通じて、情報共有を図り、スキルアップに努めてまいりました。

また、県の児童相談所職員向けに実施している研修について、市町村職員も受講できるよう、声かけしております。

さらに、平成 28 年 7 月に、市町村の要保護児童対策地域協議会の事務局の担当者を集めた「要保護児童対策地域協議会事務局連絡会議」を立ち上げ、好取組や課題について情報交換するなど、市町村全体の専門性の強化を図る取組を始めました。

今後は、県が調整するかたちで、市町村間で実地を学ぶ交流研修を実施するほか、児童相談所職員を対象とした研修に、市町村職員も参加できる仕組みの検討を進めていくこととしております。

併せて、中核市の児童相談所設置に対して適切な支援措置を講じるよう、必要に応じ国に働きかけてまいります。

4 社会保障・税番号制度について

＜要望事項＞

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月から社会保障分野や税分野等における個人番号の利用が開始されました。平成 29 年 7 月には地方自治体等も含めたオンラインでの情報連携をはじめ、幅広い分野での利用が開始されることから、安定的かつ安全な制度の運用が重要となります。

については、次の事項について要望します。

社会保障・税番号制度導入に伴う支援について

ア 社会保障・税番号制度の運用にあたり、各自治体間のさらなる情報共有を支援するとともに、法定受託事務であることから、事務費も含めた個人番号カードの交付に関する経費、システム整備経費と情報セキュリティ対策を含めた運用経費の全てを補助対象経費として認め、その全額を補助するよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

県内市町村への情報提供については、市町村の事務の実態を踏まえ、適切に実施するとともに、市町村相互の情報交換についても支援してまいります。

国から地方への情報提供については、「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」として、「制度運用に伴い必要となる地方側の対応について、速やかな情報提供を行うこと。」を提案しております。

また、地方公共団体において必要となるシステム整備については、個別的提案で「情報連携を行うために必要となるシステム改修経費やテスト実施経費等について、適切な財政措置を講じること。」を提案しております。

さらに、個人番号カード交付関連経費等に係る経費についても、「地方公共団体に新たな負担が生じないよう適切な財政措置を講じること。」を国に働きかけております。

今後も、地方に影響を与える制度導入等に当たっては、「国と地方との協議の場」等において地方と十分協議を行い、地方の同意を得て実施することを求めるとともに、適切な財政措置を講じるよう、働きかけを実施してまいります。

.....

<要望事項>

イ 個人番号カード普及に向けて国が推進する、コンビニエンスストア等での証明書交付に係るシステムの導入及び運用経費については、特別交付税措置ではなく、一定割合を確実に国で負担する制度に改めるよう国に働きかけること。また、個人番号カードの普及に向けては、自治体ごとの取り組みのみに委ねず、全国的に取り組むべき施策の実現により主導的に進めるよう国に働きかけること。

<措置状況>【政策局】

個人番号カードの導入に伴い、国においてコンビニ交付サービスの普及拡大を目指していますが、コンビニ交付サービスへの参加に当たっては、市町村においてシステム構築等が伴うことから、適切な技術面及び財政面の支援を講じるよう機会を捉えて国に働きかけてまいります。

また、国ではコンビニ交付サービスのほか、個人番号カードの普及策として、個人番号カードによる子育て関連手続のワンストップサービス化や図書館等の公共施設や商店街等での個人番号カードの活用を検討しております。

これらの施策の導入についても、自治体への適切な支援が必要になりますので、国に働きかけを行ってまいります。

.....

<要望事項>

ウ 電子証明書を活用したサービスの導入効果を高めるため、電子証明書の有効期限を延長し、個人番号カードと同一とするよう関係法令を整備するとともに、有効期限が近くなった際に案内状を送付するなど住民に分かりやすい仕組みとするよう国に働きかけること。

<措置状況>【政策局】

平成 28 年 1 月から個人番号制度が開始され、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の改正により、電子証明書の有効期間が 3 年から 5 年となりましたが、公的個人認証サービスの電子証明書については、暗号技術により確立しているものであり、計算機を用いて解読するために時間や費用がかかることを前提としてその安全性を保証しております。日々、情報技術が向上する中で、暗号の解読が可能となるおそれがあるため、暗号情報の危殆化（情報が漏えい、滅失又は毀損すること）と住民の利便性向上の両面を考慮いたしまして、電子証明書の有効期間が 5 年となっております。

また、案内状の送付による周知については、住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間が平成 28 年度中に満了する住民に対して、電子証明書を発行している地方公共団体情報システム機構が案内のはがきを送付しており、平成 29 年度以降についても、同様の対応を行うよう働きかけてまいります。

電子証明書を活用したサービスの導入効果を高めるためには、個人番号カードの普及率向上の働きかけが必要であると認識しており、国とともに普及率向上に向けた取組を行ってまいります。

.....

<要望事項>

エ 個人住民税の特別徴収義務者に発出する、給与所得に係る特別徴収税額の通知及び変更通知については、郵送時の誤配送等による特定個人情報の漏えいのおそれがあるため、個人番号を「当面記載しない」取扱いとするよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

国民の利便性の向上と行政事務の効率化を目的とした、社会保障・税番号制度の導入により、納税者情報の的確・効率的な把握が可能となり、課税逃れや不正受給の防止が期待される反面、個人番号をその内容に含む個人情報、番号法において「特定個人情報」とされており、その取扱いには特に慎重さが求められております。

現行法令上、給与所得に係る特別徴収税額の通知等に個人番号を記載することが定められており、地方自治体は法令に基づき対応するものと考えておりますが、こうした御懸念については、機会を捉えて国に伝えてまいります。

5 地方創生の推進について

＜要望事項＞

まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 27 年度に都市自治体における地方人口ビジョンと地方版総合戦略が策定され、平成 28 年度から創設された地方創生推進交付金等を活用しながら、総合戦略の具現化に向けた取り組みが本格的に展開されることとなっております。地域再生計画を作成するにあたり、重要な要素の 1 つである地域間連携の取り組みを推進していくためには、県と市町村が役割分担を明確にしながら、連携や調整を進める必要があります。

については、次の事項について要望します。

地方創生推進のための支援体制の整備について

地域間連携の取り組みを進めるうえで、市町村間での協議のみでは共通した政策目標の整理のほか、事業実施に向けた役割分担や利害調整に限界があるため、特定地域の取り組みにとどまらず、県全体や各県政総合センター区域における地域間連携の促進に向けた、政策分析・立案及びコーディネートなどに主体的に取り組むこと。

《措置状況》【政策局】

地方創生の推進に向けては、地域間の連携が重要であるとの認識の下、県においては、これまでも地域県政総合センターにおいて、管内の市町村と連絡会議を開催するなど、情報交換や情報共有を図ってまいりました。

さらに、平成 28 年度からは、市町村の取組を全庁的に支援するという観点から、地方創生に係る地域間の連携が必要な事業について、地域県政総合センターが市町村の相談窓口となり、関連する県の所属と調整して市町村へ可能な支援策を示す体制を構築し、運用を開始したところです。

今後も引き続き、こうした体制を活用しながら、県・市町村の連携を図り、市町村の地方創生の取組を支援してまいります。

6 公共建築物の再配置・長寿命化に伴う更新費用について

＜要望事項＞

多くの都市自治体において、所有する公共施設の老朽化が進み、今後次々と施設更新を迎えることが課題となっておりますが、必要な財源の確保が難しい状況があります。特に、公共建築物の長寿命化に対する補助制度は創設されておらず、一部、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金において、まちづくりの一環として整備される制度はあるものの、区域や施設が限定されているなど、全ての公共建築物を包含するものではありません。安定的な財政運営と継続的な行政サービスを行っていくためにも、公共施設の再配置・長寿命化は重要となっております。

については、次の事項について要望します。

公共建築物の更新費用に対する補助制度の創設について

公共施設の再配置計画や長寿命化計画に基づき実施される、施設の更新費用（改築費、除却費、修繕費など）に対する新たな補助制度を創設するよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

地方自治体が公共施設の最適配置を実現するための後押しとして、公共施設最適化事業債が創設され、起債に対しては交付税算入される等の対応がなされたところです。

加えて、既存施設を活用した学校統合に係る補助制度なども平成27年度に創設されましたので、公共建築物の更新費用に対する新たな国庫補助制度の創設についても、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

7 給与制度における地域手当について

＜要望事項＞

地域手当の支給割合は、公務員の職員給与のみならず、介護保険制度における介護報酬、子ども・子育て支援新制度における公定価格の算定基準となっています。このため、近隣自治体との均衡を考慮したうえで設定することが望ましいと考えられますが、現状は、行政区域ごとに設定されていることから、生活実態に差のない近隣自治体間において格差が生まれるなど、地域の実情とはかけ離れた状況が生じています。

ついては、次の事項について要望します。

地域手当の支給割合見直しについて

市民サービスに係る事業者の人材確保などへの影響を考慮し、地域の実情に合わせて地域手当の支給割合の見直しを行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

地域手当制度は、現在、介護報酬単価の調整などにも用いられておりますが、本来は、国家公務員を対象として、その給与を地域の民間賃金水準を適切に反映したものとするため、制度設計されたものです。

その上で、地方公務員法において「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされていることから、地方公務員についても、国家公務員に準拠して、制度が構築されているものです。

国家公務員については、平成26年人事院勧告の「給与制度の総合的見直し」の中において、

- ・ 地域間の給与配分を適正化するため、俸給表の水準を平均2%引き下げ
- ・ 一方、民間賃金の高い地域に支給する地域手当について、民間賃金の特に高い東京都特別区について20%とすることとし、これを上限として支給割合、支給地域等の所要の見直しを行うこととされ、これを受けて、級地区分の1区分増、支給割合の見直し、「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づいた支給地域の見直しが行われました。

もともと、これらの見直しにおいても、支給地域は従来どおり市区町村単位で示されており、今後の国の動向を注視しつつ、機会を捉えて国に対し、地域の実情を伝えてまいります。

8 都市税財源の充実・強化について

＜要望事項＞

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

ついては、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 平成26年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また消費税率引き上げ時にさらに拡大する見込みであり、この

ことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。

また、法人住民税の一部国税化を続ける場合には、地方財政に影響を与えないよう、代替財源を確保するよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 2-(1)-アで回答

＜要望事項＞

イ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施される際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 2-(1)-イで回答

＜要望事項＞

ウ ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 2-(1)-ウで回答

＜要望事項＞

エ 地方創生応援税制においては、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用するよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 2-(1)-エで回答

＜要望事項＞

(2) 国庫補助負担金について

ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 2-(2)-アで回答

＜要望事項＞

イ まち・ひと・しごと創生事業の実効性を高めるため、その財政需要に対して、地方交付税だけでなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 2-(2)-イで回答

＜要望事項＞

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除線上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 2-(3)で回答

＜要望事項＞

(4) 地方交付税について

不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 2-(4)で回答

9 都市に対する県助成制度の改善について

＜要望事項＞

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。

については、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

県補助金等の是正について

ア 県補助金の見直しによる補助金の削減や、一括交付金化という看板のもとでの減額などは、市町村の負担となって財政を圧迫し、住民サービスの低下につながりかねない。見直しに当たっては、個別に関係団体の意見を反映する等のきめ細やかな検討を行い、安易な休廃止や減額を行わず、検討内容や経過について市町村と十分な調整を行うとともに、徹底的に事務を簡素化し、県・市町村負担の軽減策を講じたうえで、所要額総額を確保するための十分な予算措置を講じること。

《措置状況》【総務局】

補助事業については、県市町村の適切な役割分担や社会経済状況の変化への対応といった観点から、不断の見直しが必要です。その結果、補助制度の廃止や制度変更といった対応が必要となることや、厳しい財政状況を踏まえ、予算の範囲内での調整をお願いせざるを得ない場合もあります。

その際、市町村や関係団体に御理解・御協力をいただくよう、あらかじめ説明・意見交換を行うとともに、予算編成の過程で市町村財政当局への情報提供を行っているところであります。

今後とも、相互理解の下で円滑な財政運営が図られるよう努めてまいります。

＜要望事項＞

イ 県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行され、市町村の計画的な財政運営を阻害しているため、県、市町村の役割と費用負担の見直しが、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。

《措置状況》【総務局】

市町村補助金の見直しにあたっては、個々の補助金ごとの設立の経緯や事情を勘案するとともに、関係課が連携しながら、きめ細かく調整を図っております。

＜要望事項＞

ウ 暮らし・にぎわい再生事業及び都市再生整備計画事業に係る補助要綱等の整備を行い、民間事業者への地方公共団体負担分について、市と協調し応分の負担を行うこと。

《措置状況》【県土整備局】

県財政健全化に向けた取組を進めている中、県の補助対象を新たに創設することは、極めて困難な状況にありますので、国交付金の確保等について、技術的な支援を行ってまいります。

10 社会福祉施策の充実について

＜要望事項＞

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

については、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

ア 特別養護老人ホーム等の施設整備について、施設整備費の増加や補助金の削減などにより事業者の財政負担が増大していることから、施設整備に係る財政支援について、十分な財源措置を講じること。

《措置状況》【保健福祉局】

老人福祉施設等の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」において計画的な整備促進を位置付けており、今後も計画の達成に向けて、予算の確保に努め、着実に整備してまいります。

＜要望事項＞

イ 入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。また、改築に対しても補助金を交付すること。

《措置状況》【保健福祉局】

厳しい財政状況の中、限られた財源で「かながわ高齢者保健福祉計画」における整備目標の達成に向けた着実な助成を行っているところですので、老朽化に伴う、特別養護老人ホーム等の大規模修繕に対する支援制度の創設については、現時点では困難ですが、地域医療介護総合確保基金の柔軟な活用等を国に要望してまいります。

＜要望事項＞

(2) 介護保険制度の充実について

ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率

とし、調整交付金を別枠とするとともに、介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成、人材確保について十分な財政支援と施策の充実を図るよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

介護給付費財政調整交付金については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しております。

介護サービス基盤整備に関する施設整備については、地域医療介護総合確保基金（介護分）を十分に活用して取り組んでまいります。

＜要望事項＞

イ 低所得者への軽減措置を確実に実施し、国の責任において負担するよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

低所得者への軽減措置について、制度改正の趣旨を踏まえた適切な実施が確保されるよう、必要な財源措置について国に要望しております。

＜要望事項＞

ウ 次期介護報酬の改定においては、介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実を国に働きかけること。また、「地域区分」については市町村ごとではなく、生活圏の実情を把握し、地域に即した見直しを行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

介護従事者の処遇改善について、業務内容に見合った適切な給与水準が確保されるとともに、キャリアパスの取組が促進されるための報酬充実が図られる必要があるという認識のもと、介護保険制度において、質の高い介護サービス提供に対する適切な評価等により、従業者の資質向上や定着確保に向けたインセンティブが働く仕組みが構築されるよう国に提案しております。

地域区分についても、地域の実情に即した見直しを行なうよう国に提案しております。

＜要望事項＞

(3) 市民後見人の養成について

平成24年度から県において実施されている市民後見人養成研修を引き続き実施し、必要な予算の確保に努めるとともに、地域医療介護総合確保基金による介護人材確保対策事業（権利擁護人材育成事業）についても、市町村が安定した財源のもと、適切に事業を遂行できるよう国との協議を進めること。また、県内市町村が積極的に市民後見人の養成に取り組むことができるよう、国や裁判所に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

市民後見人の養成は、老人福祉法等において、市町村の役割とされておりますが、県の役割としても、市町村に対し助言、その他の援助を行うよう努めるとされているところであり、引き続き、市町村と連携し、同研修を継続して実施するよう努めてまいります。

また、介護人材確保対策事業（権利擁護人材育成事業）については、県として、市町村の市民後見人養成に係る事業が適切に遂行できるよう、予算確保に努めてまいります。

さらに、家庭裁判所と県、市町村及び社会福祉協議会との連絡協議会を開催し、相互理解を深めつつ、引き続き、関係機関と連携して、市民後見人の養成に取り組んでまいります。

.....

<要望事項>

(4) 障害者福祉の充実について

ア 重度障害者医療費助成制度について、精神障害者の1級の入院についても対象とするとともに、対象者を療育手帳B1の方まで拡大すること。ただし、対象者・対象範囲の拡大にあたっては、市町村の財政負担が増大することのないよう各市町村の意見を取り入れ、県補助金の負担率を100%とするなど財政措置の配慮をすること。

また、地域間で助成対象者に格差が生じないように、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

県の補助対象は、身体障害者1・2級、IQ35以下、身体障害者等級3級でかつIQ50以下、精神障害者等級1級の重度障害者（精神障害は通院に係るもの）が対象となっておりますが、療育手帳B1の方や、精神障害1級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しております。

また、重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からの意見も聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いいたします。

今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、制度の様々な課題について引き続き市町村と協議してまいります。

なお、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

.....

<要望事項>

イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の充実については、全国的な課題であることから、県では、16大府県障害福祉主管課長会議などを通じて、国に要望しております。

また、県では、精神障害者のバス割引について、神奈川県バス協会を通じた働きかけを行っており、平成28年度も神奈川県バス協会に要望を行ったところです。

今後も引き続き要望してまいります。

.....

<要望事項>

ウ 障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等については、全額国の負担とすること。

また、障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業については、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

障害福祉サービス費等及び障害児通所支援に係る自立支援給付費等の費用負担については、障害者総合支援法及び児童福祉法において、その費用の4分の1を負担することになっている県においても、高い伸び率で増大しており、市町村においてその財政を圧迫していることは理解しているところです。

県としては、障害福祉施策において市町村に過大な負担が生じないよう、他都道府県とともに、関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議や16大都道府県障害福祉主管課長会議を通じて国に要望しております。

また、地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を大きく下回り市町村に大幅な超過負担が生じていることや他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても課題であると認識しております。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しております。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自自治体に情報提供することについても国に要望しております。

特に、障害者総合支援法で指定した必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障害者の日常生活や社会参加など障害者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても適確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しております。

.....
＜要望事項＞

エ 重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域において、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を持つ施設の整備に向け必要な支援を行うこと。

《措置状況》【保健福祉局】

県は、民間施設において、医療的ケアが必要な障がい者の受入れができるよう、交付金化された「障害者地域生活サポート事業」における「短期入所利用促進事業」、「重度・重複障害者個別支援事業」及び「医療的ケア支援事業」を実施する市町村に交付金を交付しております。

また、医療的ケア等の必要な重度重複障がい者のグループホームや日中活動の場の確保等、施設等整備を促進する必要があると考えていることから、これらを施設等整備方針とし、平成29年度の国庫補助協議対象事業を公募するとともに、この施設等整備方針に沿った整備計画を必要性、緊急性の観点で踏まえ選定し、それらの設置促進を図っていくこととしております。

.....
＜要望事項＞

オ 重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の負担基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県においても一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、神奈川県においてもこの補助制度を創設すること。

《措置状況》【保健福祉局】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担金について、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービスには国庫負担基準が設けられており、現に国庫負担基準額を超過している市町村があることは承知しております。

国は国庫負担基準額を超過した市町村に補助を行う都道府県に対する補助制度を設けていますが、本来は都道府県や市町村に過大な負担が生じることがないように、国において国庫負担基準を適切に設定すべきものであることから、本県では、市町村の超過負担が生じることのないよう、義務的経費としての財源措置を講じることについて、国に要望しております。

なお、平成 27 年度、重度訪問介護に関する県内市町村の調査をした結果、本県が市町村に対する補助事業を導入したとしても対象となる市町村は少なく、また、市町村が国庫負担基準を超過している主な理由に重度訪問介護の利用が挙げられていなかったことから、市町村に対する補助事業の導入が重度訪問介護の利用促進に結びつくとは考えにくい状況でした。

県では、市町村により重度訪問介護支給決定者の状況が異なっていることから、市町村に対し、制度周知や適切な支給決定とともに、国庫負担基準の適切な運用について依頼したところです。

.....

<要望事項>

カ 障害者の就労支援の充実を図るため、複数市町村で構成する地域就労援助センター事業は、県の市町村事業推進交付金の対象となっているのに対し、市単独で実施している就労支援事業は同交付金の対象となっていないことから、市単独で実施している事業に対しても財政的な支援を行うこと。

<<措置状況>>【政策局・保健福祉局】

本県の市町村事業推進交付金における地域就労援助センター事業については、一般企業等での就労が困難な障害者の就労を促進するために、県所管域の障害保健福祉圏域に各 1 箇所、地域就労援助センターを設置しております。

また、本県においては、国と連携しながら、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、就業面及び就業に伴う生活面の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターを、障害保健福祉圏域に各 1 箇所設置し、障害者の就労支援に取り組んでいるところです。

市が独自に就労支援事業を実施することは、働く意欲のある障害者がより身近な地域で支援を受けられることにつながり、支援体制の充実が図られると認識しておりますが、本県では上記の取り組み等により、広域的に障害者の就労支援に取り組んでいるところですので、市単独で実施している事業を当該交付金における新たな補助対象とする予定はありません。

.....

<要望事項>

キ 障害者総合支援法に基づく補装具費の支給が受けられない軽度及び中等度難聴の児童に対し、補聴器の購入費用に対する支援制度を創設すること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

本県では、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費についても、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とするよう、国に要望してきたところです。

しかし、国において制度変更がなされていないことから、平成 29 年度、新たに軽度・中等度難聴児に補聴器購入費助成を行う市町村（政令市・中核市を除く）に対する補助制度を創設するための予算を計上しました。

.....

<要望事項>

(5) 児童福祉の充実について

ア 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子ども及び子どもを養育している者に対して、十分な支援が行われるよう自治体への財政支援を行うこと。

<<措置状況>>【県民局】

子ども・子育て支援新制度の着実な対応を図るため、幼児期の教育・保育にかかる給付費や地域子ども・子育て支援事業にかかる交付金について、実施主体である市町村の積算に基づき、県負担として必要とされている全額を予算措置しております。

なお、本県としては国に対し、新制度の目的である幼児期の教育・保育サービスの量的拡充と質の向上を行うために必要な 1 兆円超の財源確保と、1 号認定の子どもに対する給付費にのみ設定さ

れている経過措置である「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、機会を捉えて要望を行っております。

.....

<要望事項>

イ 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分は、国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、県補助分を減額することなく全額補助とするとともに、早急に地方単独費用部分を廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすることを国に働きかけること。

<<措置状況>>【県民局】

幼児期の教育・保育にかかる給付費については、1号認定子どもの「地方単独費用部分」も含め、実施主体である市町村の積算に基づき、県負担として必要とされている全額を予算措置しております。

なお、本県としては、1号認定の子どもに対する給付費にのみ設定されている経過措置である「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、機会を捉えて国に要望を行っております。

.....

<要望事項>

ウ 保育緊急対策事業費補助金については、待機児童の多くを占める0～2歳児の保育所への受入促進や児童の健康管理を図るため平成27年度から補助金の交付が行われているが、低年齢児受入対策緊急支援事業など要領の一部は27年度・28年度の2年間に限定されている。

補助金の減額は、民間保育所への影響が甚大であることから、制度の継続もしくは新たな制度の創設など支援を充実するとともに、平成29年度以降の補助金についての方針を早期に示すこと。

<<措置状況>>【県民局】

保育緊急対策事業費補助金を構成する5事業のうち、低年齢児受入対策緊急支援事業を含む3事業は、当面の待機児童対策及び新制度への円滑な移行を目的としており、平成28年度までの集中的な取組として実施したものであることから、今後見直す方向です。

平成29年度以降の補助制度のあり方については、子ども子育て支援新制度における公定価格の水準やその他国庫補助制度の動向も踏まえながら検討してまいります。

.....

<要望事項>

エ 病児保育事業について、適切な補助を行うため、補助基準額の積み増しを行うよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【県民局】

病児保育事業に係る高いニーズに対応するため、補助基準額の更なる引上げ等により事業の一層の推進を図ることについて、機会を捉えて国に要望を行っております。

.....

<要望事項>

オ 待機児童の解消に向けて保育所の整備を進めるにあたり、事業者の経営安定化を図るため、事業者の負担となっている施設整備費について、障害福祉施設等と同様に借入償還金に係る新たな支援制度を創設すること。

<<措置状況>>【県民局】

保育所等整備に係る借入金に対する補助については、過去に民間保育所施設整備借入償還金補助

により支援しておりましたが、平成 17 年度に保育所整備に関する県・市町村の役割分担が国レベルで整理され、市町村が保育の実施主体として、保育所の整備を含め一貫した役割を持つことが明確化されたことを受けて見直しを行っており、平成 22 年度以降の借入に対する補助は行っていない現状にあり、新たな支援制度の創設は考えておりません。

.....
<要望事項>

(6) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園就園奨励費補助制度については、国における幼児教育の無償化に向けた段階的取り組みにより、市町村の負担がより一層増大することが予測されるため、現行の市町村に対する国の補助割合（補助対象額の 3 分の 1 以内）を引き上げるよう国に働きかけること。また、現行制度においても、補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金を圧縮率等で減額することのないよう国に働きかけるとともに、補助割合に満たない場合は、不足分の財源措置を講じること。

<措置状況>【教育局】

幼稚園就園奨励費補助事業に係る超過負担の解消については、平成 26 年 7 月 25 日付け総財調第 13 号により総務省自治財政局長から「文部科学省へ、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を図る」よう強く要請した旨、通知がありました。

また、補助制度の充実については、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会において国に要望しております。

なお、本県の厳しい財政状況の下では国における補助額が補助割合の上限に満たない場合の県費での財源措置は困難です。

.....
<要望事項>

(7) 生活保護費負担金について

生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

<措置状況>【保健福祉局】

生活保護費負担金については、平成 28 年 9 月「全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会」を通じ、全額国庫負担とすることについて、国に要望しております。

外国人に対する保護については、厚生省社会局通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号）により取り扱っており、これにかかる地方の負担についても、地方交付税交付金の基準財政需要額に含まれているところですが、交付金の充実については今後も国に要望してまいります。

.....
<要望事項>

(8) 生活困窮者自立支援法関係支援事業の国庫負担等について

自治体が積極的に行ってきた生活困窮者自立支援制度が全額国庫補助であったのと同様に、生活困窮者自立支援法における各種支援事業については、市町村の負担超過とならないよう、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

<措置状況>【保健福祉局】

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業については、同法で国庫負担金率及び国庫補助率が規定されておりますが、各地域において、法の趣旨に則った生活困窮者の自立の支援が行えるよう、必要な財源措置等について、今後とも国の動向を注視しながら、必要に応じて国に働きかけてまい

ります。

<要望事項>

(9) 無料低額宿泊所に対する法整備について

無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく施設であるが、事業開始後の届出が義務付けられているだけで、施設整備や運営に関する最低基準等も具体的には定められていないことから、無料低額宿泊所が入居者の生活の向上と地域福祉の推進に資するよう、届出制の見直しと、設備・運営等の基準の明確化、指導の権限強化などの法整備を行うよう国に働きかけること。

<措置状況>【保健福祉局】

無料低額宿泊事業については、対象事業の範囲を法令上で明確にすること、また、設備及び運営の規準等の基本事項を法令で位置付けることを、国に働きかけております。

<要望事項>

(10) 居所不明児童及び徘徊高齢者対策への支援について

居所不明児童及び徘徊高齢者の発生を防止するための情報収集については一自治体では限界があるため、居所不明児童については、市町村間の情報共有の取り組みへの拡充を図るとともに、徘徊高齢者については、組織を明確化する制度の創設及び市町村からの出入国記録の照会に対する迅速な対応について取り組むこと。

<措置状況>【県民局・保健福祉局】

居所不明児童については、平成 26 年度に、市町村と児童相談所の協働により、「居住実態が把握できない児童及び安全確認ができない児童の調査・対応の手引き(標準モデル)」を作成し、平成 27 年 3 月に全ての市町村に通知しております。

また、国に対し、平成 28 年度においても引き続き、「所在不明児童の情報共有の仕組みづくり」として、自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となるよう、国が情報を一元化する仕組みを創設し、個人情報の提供を含む情報提供のルールを定めることを、要望しております。

徘徊による行方不明者や身元不明で保護された方については、警察と連携し、地域の関係機関に情報提供を行い、早期発見や身元確認につなげる「徘徊高齢者 SOS ネットワーク」が、市町村を事務局として、県内全域に構築されておりますが、市町村域を超える広域的な捜索や身元確認については、県を通じ、県内全域や他県に依頼を行っております。今後も引き続き、徘徊高齢者 SOS ネットワークの周知や、徘徊のおそれがある方の事前登録の推奨などを推進してまいります。

一方、実態としては、県をまたがる場合や外国につながるケースなど、今の仕組みの中では対応が難しいケースもあるため、国に対して、引き続き、情報共有のあり方について働きかけを行ってまいります。

11 国民健康保険制度の充実について

<要望事項>

国民健康保険制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

ついては、新たな医療制度の創設にあたって、国民健康保険事業の広域化及び財政基盤の安定を図るため、次の事項について要望します。

(1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

ア 年々増加する保険給付費により厳しい財政運営が続いているなか、国民健康保険制度の健全

で安定した運営を継続するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担軽減を図ること。また、出産一時金の廃止にみられるように市町村国保財政の負担増加となる補助金の廃止を行わないこと及び一般会計からの繰入に対しても十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

さらに、低所得者対策及び社会保障サービスである地方単独事業への財政支援を行うこと。

《措置状況》【保健福祉局】

国民健康保険制度については、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会での議論を踏まえた制度改革が、平成 30 年度から実施されることになりました。

この中で、財政基盤強化策として、本県も含む全国市町村が一般会計から法定外で負担している総額に匹敵する 3,400 億円の公費投入が新たに行われるとともに、都道府県が財政運営主体となることで、年度途中の急激な医療費の増大に対する財政負担が生じないなど、市町村の財政負担が軽減される仕組みが作られることになっております。

既に、財政基盤強化策については、平成 27 年度において保険者支援制度として 1,700 億円の公費が投入されましたが、県では、残る 1,700 億円についても県内市町村と協議し、低所得者に対する保険料等減免措置への財政支援など、本県市町村に確実に財政措置されるよう厚生労働省に要望しているところです。

引き続き、制度改革における財政基盤強化策を確実にを行うとともに、法定外の一般会計繰入れの背景にある他の公的医療保険に比べ高い保険料負担の軽減に向けた財政支援の拡充に向け、国に対し要望してまいります。

＜要望事項＞

- イ 特定健診・特定保健指導の円滑な実施に対応すべく、人件費や電算システム経費等に対する財政措置及び人材確保のための支援策を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

特定健康診査及び保健指導による医療費適正化の効果は、診療報酬に基づく保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、制度の確実な実施を図るために必要な財政措置を行うよう、「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」及び「関東甲信ブロック民生主管部局長会議」等を通じて、国に対して働きかけを行っており、今後も、機会を捉えて働きかけてまいります。

＜要望事項＞

- ウ 平成 30 年度に施行となる国民健康保険事業の都道府県単位化にあたり、県と市町村との事務連携が簡素で効率的なものとなるよう十分に市町村と協議するとともに、システム改修等の必要経費の国庫負担が不足することのないよう、また、速やかな情報提供を行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

平成 30 年度の国民健康保険制度改革では都道府県が財政運営主体となり、都道府県は市町村がこれまで支出してきた医療費や後期高齢者支援金、介護納付金を支出するとともに、市町村は国保事業費納付金を都道府県に納めることとなります。

あわせて、都道府県は市町村と協議のうえ、国保事業費納付金の算定方式や効率的効果的な事務処理方法等を定めた国保運営方針を定めることとされております。

こうした一連の改革後の新たな都道府県と市町村との財政運営上の連携の仕組みについては、国と地方との協議が引き続き行われる中、本県においても、平成 27 年度から県と市町村との間で協議の場を設け、議論を積み重ねております。

国保制度改革に伴うシステム構築及び改修に係る費用については、全額国費により補填するよう、また、速やかな情報提供を行うよう、「関東甲信ブロック民生主管部局長会議」等を通じて、国に対

して働きかけを行っており、今後も、機会を捉えて働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

(2) 国民健康保険における県普通調整交付金の見直しについて

国民健康保険における県普通調整交付金について、交付金本来の目的である自治体間の財政調整のため、現在の定率による交付から所得水準に応じた交付に改めること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

神奈川県における都道府県調整交付金の普通調整交付金の交付方法は、厚生労働省が定めた「都道府県調整交付金ガイドライン」を踏まえながら、県と市町村で構成する医療保険改革検討協議会の場で協議し決定しており、現在の定率交付もそうした協議を通じて決められたものと理解しております。

なお、平成30年度の国保制度改革により、国保事業費納付金の仕組みが導入されますが、市町村間の財政調整はこの仕組みで行うこととされ、都道府県調整交付金の1号交付金（普通調整交付金）は納付金の役割と重複しないよう、全て定率扱いとする考え方が厚生労働省から示されております。

12 地域保健医療対策の充実について

<要望事項>

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

<<措置状況>>

重点要望事項 3-(1)-アで回答

.....

<要望事項>

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

<<措置状況>>

重点要望事項 3-(1)-イで回答

.....

<要望事項>

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療対策費補助金交付要綱に基づく補助額の維持や小児救急医療施設の運営に係る助成制

度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。

また、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策等支援を行うこと。

《措置状況》

重点要望事項 3-(2)で回答

＜要望事項＞

(3) 医療従事者の確保について

ア 地域における安定した医療環境の確保のため、医師や看護師などの医療従事者の処遇改善や勤務環境改善等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修学資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。

《措置状況》

重点要望事項 3-(3)-アで回答

＜要望事項＞

イ 県立足柄上病院を含む県立病院の医療体制の充実や地域の基幹病院の機能維持のため深刻な問題となっている麻酔科医の確保など、地域の実情に応じた医療の確保について、医師の派遣や十分な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても地域医療介護総合確保基金を活用した積極的な対策を講じること。

《措置状況》

重点要望事項 3-(3)-イで回答

＜要望事項＞

(4) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とするとともに、全国どこでも安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、統一的な妊婦健康診査体制の整備と健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 3-(4)で回答

＜要望事項＞

(5) 不妊及び不育症治療について

一般不妊及び不育症治療について、新たな支援制度の創設や男性特定不妊治療についての助成額の拡充をするとともに、国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 3-(5)で回答

＜要望事項＞

(6) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国負担とするなど、自治体間において費用負担の格差を生じさせないため、新たな措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 3-(6)-アで回答

.....

＜要望事項＞

イ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策に対する補助を継続すること。

《措置状況》

重点要望事項 3-(6)-イで回答

.....

(7) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 3-(7)で回答

.....

＜要望事項＞

(8) 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策強化交付金事業費補助金について、交付金による自殺対策事業の継続実施を国に働きかけること。また、県においても市町村の自殺対策事業の円滑な実施が図られるよう、市町村の財政負担の軽減策を講じるとともに、市町村の負担割合が過剰とならないよう、補助率の見直しなど必要な財源の確実な配分について国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 3-(8)で回答

.....

＜要望事項＞

(9) 在宅医療推進のための駐車禁止除外車両の指定について

在宅医療推進のため、医療及び介護従事者が利用者宅に訪問する際の駐車禁止除外車両指定を行うことができるよう、県警と協議を進めること。

《措置状況》

重点要望事項 3-(9)で回答

.....

＜要望事項＞

(10) 健康長寿社会実現に向けた「未病を改善する」取り組みについて

健康寿命を延伸し、誰もが健康で活躍できる生涯現役社会の実現のため、市町村の未病を改善する取り組みについて、必要な財源を確保し財政支援を行うこと。また、この財源となる市町村自治基盤強化総合補助金については、市町村の規模に応じた限度額の見直しや補助率の引上げなど、広域的に取り組みやすい制度になるよう見直すこと。

《措置状況》

重点要望事項 3-(10)で回答

13 放課後の児童対策の充実について

《要望事項》

経済情勢の変化に伴う雇用環境や家計状況により、子育て支援対策の整備・拡充に対する期待は高まっている一方で、子どもたちを取り巻く状況は悪化し、悲惨な事件や事故が報告されています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

については、放課後児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

放課後児童健全育成事業について

ア 放課後児童健全育成事業に係る交付金について、支援員等の雇用安定や障害児の受け入れについて引き続き支援の充実を図るとともに、土曜日等の少人数利用時における支援員等の配置に係る経費についても財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【県民局】

子ども・子育て支援交付金に示されている交付項目の基準額の増額等については、他県と連携する「16 大都道府県児童福祉主管課長会議」など様々な場面を活用して国へ要望してまいります。

また、土曜日等の少人数利用時の支援員等の配置に関する経費については、国庫補助制度に基づき、着実に対応してまいります。

《要望事項》

イ 子ども・子育て支援新制度に基づく放課後児童クラブの施設整備に係る補助について、空調設備の整備に係る賃借料を補助対象とするよう国に働きかけること。また、施設整備に係る経費に対する補助基準額については、新制度の確保対策の目標年度である平成 31 年度までの間については、平成 27 年度の基準を維持すること。

《措置状況》【県民局】

県は放課後子ども環境整備事業により、平成 27 年度から放課後児童クラブの環境整備に係る補助を実施していますが、同事業では、環境改善に係る物品等の賃貸借（リース）は、対象事業になっておりませんので、他県と連携する「16 大都道府県児童福祉主管課長会議」など様々な場面を活用して国へ要望してまいります。

また、施設整備に係る経費に対する補助基準額については、国の基準額と同額を維持するよう努めてまいります。

《要望事項》

ウ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童支援員となるための認定資格研修の受講が求められているが、受講期間中の代替職員の人件費に対する財政措置を講じること。

《措置状況》【県民局】

認定資格研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等の経費については、国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」の「別添 1 放課後児童健全育成事業」の「10 留意事項 (4)」に示されているとおり、放課後児童健全育成事業の対象となっております。

<要望事項>

エ 放課後児童クラブを利用するひとり親世帯及び多子世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合の減免額に対する補助制度を創設すること。

<措置状況>【県民局】

放課後児童クラブの利用料については、ひとり親世帯、多子世帯、放課後児童クラブを利用するための経済的負担が大きい世帯に対する支援等について、他県と連携する「16 大府県児童福祉主管課長会議」など様々な場面を活用して国へ要望してまいります。

14 教育行政の充実について

<要望事項>

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるなど、35 人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても、1 クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。

<措置状況>

重点要望事項 4-(1)-アで回答

.....

<要望事項>

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

<措置状況>

重点要望事項 4-(1)-イで回答

.....

<要望事項>

ウ 平成 25 年 12 月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、小学校中学年での活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、外国語指導助手（ALT）の配置及び効果的な授業実践を目指した ICT 機器の整備など、人材の確保及び財政措置を講じるとともに、その支援について国に働きかけること。

<措置状況>

重点要望事項 4-(1)-ウで回答

.....

<要望事項>

エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

《措置状況》

重点要望事項 4-(1)-エで回答

＜要望事項＞

オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。また、学校司書の配置についての財政措置は地方交付税措置ではなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 4-(1)-オで回答

＜要望事項＞

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等を加配すること。また、特別支援学級における教員の複数配置について県の基準に基づいた適正な配置を行い、その支援について国に働きかけるとともに、年度途中で任用要件が消失した場合についても、年間指導計画に支障が出ないように継続して任用を行うこと。さらに、非常勤講師や、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 4-(2)-アで回答

＜要望事項＞

イ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置することも含めて、特別支援教育体制の充実強化を図ること。

《措置状況》

重点要望事項 4-(2)-イで回答

＜要望事項＞

ウ 特別支援教育における生徒等の支援の充実を図るため、全校に教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者を専任で配置するとともに、標準定数を定めるよう国に働きかけ、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。また、個別指導やティーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間の増を図ること。

《措置状況》

重点要望事項 4-(2)-ウで回答

＜要望事項＞

エ 障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活を支援する介助員について、財政措置を講じること。

《措置状況》

重点要望事項 4-(2)-エで回答

.....
<要望事項>

(3) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間245時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）の派遣拡大及び配置の維持を行うこと。

《措置状況》

重点要望事項 4-(3)で回答

.....
<要望事項>

(4) 中学校給食導入促進事業補助制度の創設について

全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため、市町村が導入を進めるにあたって課題となっている施設・設備などの初期整備費用の負担について、補助制度を創設すること。

《措置状況》

重点要望事項 4-(4)で回答

.....
<要望事項>

(5) 県費学校栄養職員の配置基準の見直しについて

食育推進と学校給食の充実を図るため、県費学校栄養職員の配置基準を見直すこと。

《措置状況》

重点要望事項 4-(5)で回答

15 文化財保護行政の推進について

<要望事項>

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

については、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

市町村の経費負担の軽減について

ア 文化財保護を目的とする国庫補助事業に係る県費補助について、上限補助率を適用すること。

また、指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為についても補助事業となるように国に働きかけるとともに、県費補助についても同様の対応を図ること。

＜措置状況＞【教育局】

国及び県指定文化財の保存・修理に係る補助金については、補助事業の必要性や緊急性などを考慮しながら、効果的に文化財の保護を進められるよう、予算措置に努めておりますが、今後も大変厳しい県財政運営が想定されますので、全ての事業について上限補助を行うことは困難です。

また、国庫補助の拡充については、「全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会」等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

＜要望事項＞

- イ 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費を国庫補助事業の対象とするなど、国の支援策の拡充を国に働きかけること。

＜措置状況＞【教育局】

発掘調査費用の国庫補助の拡充については、「全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会」等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

16 基地対策の促進について

＜要望事項＞

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めています。国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。

については、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 基地の早期返還について

都市化により超過密化した現状を考慮され、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

＜措置状況＞【政策局】

基地の整理・縮小・返還については、「かながわグランドデザイン」において、政策の基本方向として掲げており、その実現に向けて、引き続き国へ要望してまいります。

＜要望事項＞

(2) 抜本的な騒音対策について

ア 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、依然として選定されていないことから、一刻も早く選定するとともに、明確な情報提供をすること。

また、移駐が実施されるまでの間も、着陸訓練の硫黄島訓練施設での全面実施を図り、騒音の解消に努めるとともに、実施時には事前に情報を提供するよう国に働きかけること。

＜措置状況＞【政策局】

恒常的訓練施設の選定については、平成23年の日米安全保障協議委員会において、鹿児島県馬毛島を検討対象としていることが明らかになりました。その後、国から「厚木基地騒音対策協議会」や「厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会」で、関係自治体や地権者との調整を続けているとの情報提供があったところですが、その選定に至っていないことから、引き続き関係する協議会等を通じて、国に対し早期選定とその見通しに係る情報提供を関係市と連携し働きかけて

まいります。

硫黄島での夜間連続着陸訓練の全面実施については、「厚木基地騒音対策協議会」等を通じて日米両国政府に対し、繰り返し要請しております。

さらに、夜間連続着陸訓練以外の航空機騒音についても、十分な対策を行うとともに、飛行に関する情報を事前に提供するように求めています。

今後も、抜本的な航空機の騒音対策について求めてまいります。

.....

<要望事項>

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

自治体が行う騒音測定については、より正確に実態を把握する必要から国が実施する騒音測定を補完する形で実施しているものであり、騒音計の設置及び維持、騒音測定に係る事務処理に要する費用について助成制度を設けるよう、「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」を通じて国に要望しており、引き続き強く働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

ウ 厚木基地を離着陸する航空機、とりわけ空母入港期間中は、空母艦載機による離着陸が頻繁に繰り返され、その激しい騒音は市民の生活環境に重大な影響を及ぼしているため、騒音軽減策を積極的に講じるよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

厚木基地周辺における騒音問題については、「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」及び「厚木基地騒音対策協議会」を通じて、抜本的解決を求める働きかけを行っており、今後とも取組を続けてまいります。

.....

<要望事項>

(3) 基地問題に対する取り組みの強化について

厚木基地の空母艦載機の移駐については、平成 29 年頃までに完了するとされたが、着実な実施と一日でも早い実現により、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携のうえ取り組むとともに、国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

空母艦載機の移駐については、日米両国政府間で 2017（平成 29）年頃までに完了することが確認されておりますが、県では、騒音問題の抜本的解決を図るため、空母艦載機の日も早い移駐や恒常的訓練施設の確保を確実に実現するように求めています。

また、それまでの間も、騒音軽減対策に積極的に取り組むとともに、移駐後の厚木基地の運用も含め、情報提供を行うよう、求めています。

今後とも基地周辺市と連携して、国に対して粘り強く働きかけを行ってまいります。

17 都市環境行政の推進について

<要望事項>

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化

防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

については、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 5-アで回答

＜要望事項＞

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

《措置状況》

重点要望事項 5-イで回答

＜要望事項＞

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額を割落としせず地方が必要とする総額を確保するよう国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけるとともに、ダイオキシン類対策に係る設備機器延命化のための改修について、「災害時の廃棄物処理システムの強靱化」の対象事業とすること。

また、3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、同交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。さらに、基幹的設備改良事業の交付対象設備について、機器の単純更新など交付対象外とされている事業についても、基幹的設備改良事業として実施するものは交付対象とするよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 5-ウで回答

＜要望事項＞

(2) 自然環境の保全について

ア アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、引き続き広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県有地における捕獲を実施するとともに、県が主導となり、県及び各市町が足並みを揃えて積極的に捕獲を行えるよう、タイワンリスについても県全域における防除実施計画を策定すること。

《措置状況》【環境農政局】

県が所管する公園や緑地におけるアライグマ及びタイワンリスの捕獲については、市町が捕獲を実施する際に、公園等の管理者と調整を図るなど施設所有者としての立場から、捕獲が円滑に実施できるよう積極的に協力してまいります。

タイワンリスについては、横須賀三浦地域の市町において防除実施計画を策定し、また、横浜市や藤沢市などでは、有害鳥獣対策の一環として捕獲が行われており、県は、こうした市町が行う取組に対して、財政的、技術的支援を行っております。

こうした被害や捕獲などの状況から、タイワンリスは主にこれらの地域に生息していると考えておりますが、今後、分布域の拡大が懸念されるため、生息状況について情報の収集に努め、分布状況をできるだけ把握した上で、対策について検討いたします。

.....

<要望事項>

イ 平成 29 年度より運用が予定されている「ニホンザル管理計画」策定にあたって、住民の意見を十分聞くとともに、著しい被害を及ぼす群れに対しては、全頭捕獲が可能となるような基準を設定すること。特に、S 群及び薫尾群・煤ヶ谷群・経ヶ岳群については全頭捕獲を実施すること。また、神奈川県ニホンジカ管理計画による分布拡大防止区域において、各市町村による被害防除捕獲だけでなく、分布状況などを広域的に把握しながら、県が中心となった対策（管理捕獲）を講じること。

<<措置状況>>【環境農政局】

ニホンザル及びニホンジカについては、第 3 次管理計画の成果と課題を踏まえ、第 4 次管理計画の策定作業を進めております。

策定に向けて、平成 28 年 10 月に素案を作成し、同年 10 月 19 日から 11 月 18 日まで県民意見を募集するとともに、県内各地で県民説明会を 3 回開催しました。いただいた御意見を踏まえて、策定を進めているところです。

ニホンザルについては、第 4 次計画では、各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて、地域個体群を管理するという考え方を新たに取り入れ、群れを管理するために計画的な追い上げや個体数調整を行うとともに、防護柵設置や集落環境整備等の被害防除対策を地域が一体となって進めることにより、サルと人との棲み分けを図る方向で検討を進めております。

群れを管理するための個体数調整は、群れを適正な規模とするため、又は、群れを適正な生息域に配置するために行うものです。さらに加害性が高く管理困難と判断された群れについては、管理困難な群れでなくなるまで、又は、生息確認ができなくなるまで個体数調整を行うこととして、検討を進めております。

ニホンジカについては、第 4 次計画においては、第 3 次計画の分布拡大防止区域を定着防止区域とし、これまでの市町村等地域が主体となる管理捕獲や被害防除対策に加えて、箱根山地等におけるシカの増加を抑制し、森林の植生への影響を未然に防止するため、県による管理捕獲の実施を検討しております。

.....

<要望事項>

ウ 一般開放が開始された小網代の森について、来遊者が利用できる本設トイレを早期に設置すること。

<<措置状況>>【環境農政局】

トイレについては、平成 29 年度に工事を実施する予定であり、同年度中の完成を目指しております。

.....

<要望事項>

(3) 海岸の環境保全について

ア 海中ごみ等について、その実態を把握する調査とともに、その回収及び適正な処理を県の施策として制度化するとともに、国に対しても必要な働きかけをすること。

《措置状況》【環境農政局】

海中ごみ等については、平成 27 年度から国補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）を活用して回収・処理を行っております。

今後も同様の回収・処理ができるよう、国に対して、海岸漂着物地域対策推進事業の継続を提案してまいります。

実態把握のための調査を含めた海中ごみ等の対策については、平成 24 年度から環境省が検討しているところであり、この状況を引き続き注視するとともに、その検討結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいります。

.....
<要望事項>

イ 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を 10/10 に戻し、平成 29 年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

海岸漂着物等は、県外からの漂着物や河川経由等による原因者が不明のごみが含まれていることから、「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、平成 29 年度以降も地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の継続を国に提案しております。

また、補助金の継続に当たっては、神奈川の海岸線は首都に隣接する観光資源であり、地域の活性化に果たす役割は大きいことから、その重要性に鑑み、「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、補助率を 10 割に復元することを国に提案しております。

.....
<要望事項>

(4) 公共施設における再生可能エネルギー等の導入補助について

公共施設における太陽光発電設備等の設置について、県による再生可能エネルギー等導入推進基金が平成 28 年度をもって終了することから、新たな制度の創設を含めた継続的な財政支援を導入するとともに、国に対しても同様の働きかけを行うこと。

《措置状況》【産業労働局】

国は、「再生可能エネルギー等導入推進基金」事業を、平成 28 年度をもって終了することとしているため、平成 28 年 11 月に、国に事業の継続を申し入れたほか、平成 29 年 1 月には国の開催する部局長会議において要望いたしました。

.....
<要望事項>

(5) 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

《措置状況》【産業労働局】

国に対しては、太陽光発電の普及のため、有機系薄膜太陽電池の導入に対する補助金の補助率引き上げなどを要請しております。

また、国は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置及びグリーン投資減税について、平成 29 年度末までを適用期限としていることから、機会を捉えて、本特例措置の更なる延長を要望してまいります。

.....
<要望事項>

(6) 有価物・資源物の取扱者への規制、指導について

資源の再生業者等に関しては、取扱物が廃棄物ではなく有価物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制対象外となり、鉄屑等が高く積まれても指導ができない状況であり、再生資源物の堆積場の鋼矢板の塀が倒壊し隣接地に鉄屑が崩れ落ちる事故や、堆積物に引火し長時間燃え続けるという火災が相次ぎ発生し、市民の不安が増している。

については、廃棄物と同様に有価物・資源物の取扱者に対し規制、指導ができるよう国に働きかけるとともに、県においても積極的な対応を行うこと。

.....
《措置状況》【安全防災局・環境農政局・産業労働局】

廃棄物と認定できない有価物・資源物である金属スクラップ等の屋外保管により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、何らかの実効性ある対応が必要と考えております。

そのため、市町村と連携して、有価物の保管場所や種類、安全対策の有無などについて、調査を行うとともに、他県の取組とその効果について、規制条例による指導の状況などを含め、情報を収集しております。

その上で、有価物の屋外保管における安全確保のために、条例による規制が必要なのかも含め、どのような対応が最も適切なのか、検討してまいります。

なお、「平成29年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、環境汚染を防ぐ観点から、金属スクラップ等の有価物を適正に保管するよう業界へ働きかけることを国に提案しております。

.....
<要望事項>

(7) 河川環境の美化について

海岸流出ごみの防止及び河川ごみの除去対策として、境川及び引地川の行政区区域ごとに除塵機の設置を国に働きかけるとともに、広域的な河川クリーンキャンペーンを通じた県内一体的な美化活動の実施に取り組むなど、県においても積極的な対応を図ること。

.....
《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

河川ごみの除去対策について、県は、河川環境の保全の観点から、草刈りとあわせた清掃を、地元住民や流域市町の御協力をいただいて実施しており、引き続き、河川ごみの除去に努めてまいります。

県では、海岸のほか河川、河口で、利用者に対して、ごみの持ち帰りの呼びかけを実施し、海岸流出ごみの防止に努めております。

また、美化活動について、多くの方々が関心を持ち実践いただけるよう、「さわやかな かながわ」をテーマに、「かながわクリーン運動」として「桂川・相模川クリーンキャンペーン」を行っております。今後も、関係市町村と連携して取り組んでまいります。

.....
<要望事項>

(8) 下水道終末処理施設からの排出水における現行基準の継続について

下水道終末処理施設から東京湾への排出水における窒素含有量及び磷含有量の基準について、条例上の経過措置による現行基準を継続すること。

.....
《措置状況》【環境農政局】

上乗せ条例については、下水処理場排水の水質の現状、中央環境審議会第8次総量規制の在り方（答申）の中でも窒素及び磷について更なる削減努力が求められていること、併せて、東京湾を取り囲む東京都・千葉県の水質規制との整合を図る観点からも、県としては本則基準への移行をめざすことが必要と考えました。

そこで、関係市と調整を行った結果、現状で本則基準に移行することが難しい部分については、適用期限を設定した上で現行の暫定基準を継続することにいたしました（改正条例の施行日は、平成29年4月1日）。

県としては、できるだけ早期に本則基準に移行できるよう、引き続き関係市に対応を求めてまい

ります。

18 道路の整備について

<要望事項>

道路は生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないインフラです。神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

については、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

(1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

ア 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始並びに厚木秦野道路の新東名高速道路に合わせた供用開始及び計画区間全ての早期事業化及び施工

《措置状況》【県土整備局】

新東名高速道路や厚木秦野道路の事業化区間の整備促進や、厚木秦野道路の未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国や高速道路会社へ要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、国等へ強く要望してまいります。

<要望事項>

イ 国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸ルート of 早期具体化、圏央道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備

《措置状況》【県土整備局】

国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備と南下延伸ルートの早期具体化、高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備については、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国や高速道路会社へ要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、国等に強く働きかけてまいります。

<要望事項>

ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化

《措置状況》【県土整備局】

県としては、厳しい財政状況の中で、まずは広域農道（小田原湯河原線）を優先して整備を進めております。

西湘バイパスの延伸については、国等へ早期に計画の具体化が図られるよう要望するとともに、広域農道の整備の進捗状況などを踏まえながら、事業化に向けた調査・検討を進めてまいります。

<要望事項>

エ 国道 134 号の交通渋滞の解消や、防災力・都市景観の向上、安全で快適な歩行空間の確保を図るため、さらなる機能強化と電線地中化の推進及び三浦縦貫道路Ⅱ期区間の供用開始により交通量の増加が懸念される初声小学校入口交差点の付加車線の設置を含めた交差点改良の実施

《措置状況》【県土整備局】

国道 134 号の機能強化としては、鎌倉高校駅前交差点の前後の区間において、擁壁の改良や右折

車線の設置等の工事を行っており、交差点部については、平成 29 年秋頃の供用を目途として、工事を進めているところです。

次に、電線地中化の要望箇所については、稲村ヶ崎公園前から材木座有料駐車場までの区間（約 3.2km）とお聞きしております。

電線地中化事業を行うためには、多くの費用を要することや電線を埋設できる幅の広い歩道が必要なことなどの課題があり、県では、事業箇所の優先度を見極めるとともに、沿道にお住まいの方々や電線事業者の協力の見通しが立った箇所から事業に着手していますが、御要望の箇所については、早急な事業化は困難です。

国道 134 号の「初声小学校入口交差点」については、平成 27 年度までに用地取得が完了しましたので、西側の歩道から工事を進めているところです。

今後も、工事を推進し、三浦縦貫道路Ⅱ期区間より前の供用に向け、事業進捗に努めてまいります。

.....

<要望事項>

オ 国道 467 号の大和市南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手

<<措置状況>>【県土整備局】

国道 467 号南部地区整備区間（藤沢市境から渋谷小学校前歩道橋）の歩道整備については、今後も大和市や地元関係者の協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

その他の地域の歩道整備については、事業中区間の進捗状況、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを踏まえて検討してまいります。

.....

<要望事項>

カ 高規格幹線道路等の計画区域には集落の大規模移転が予定されるため、道路事業用地対象者への配慮や、地元農業者の営農継続、営農集落の再生等に配慮した対策の実施

<<措置状況>>【県土整備局】

高規格幹線道路等の整備に当たっては、道路事業用地対象者への配慮など、御要望の趣旨を踏まえ、可能な限り配慮して事業を進めていくよう、引き続き事業者に働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

キ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、江ノ島会場と腰越漁港間の国道 134 号における歩行環境や道路景観の改善

<<措置状況>>【県土整備局】

国道 134 号の江の島から腰越漁港間のうち、江の島から腰越橋間については、両側に歩道が整備されております。

歩道が未整備である腰越橋から腰越漁港付近については、原則として、歩道設置のための用地確保が必要ですが、確保する土地は、漁港内の国有海浜地であるため、平成 27 年度から、漁港管理者である鎌倉市と調整を進めております。引き続き、鎌倉市の協力を頂きながら事業に取り組んでまいります。

なお、事業実施にあたっては、鎌倉市景観計画に基づき、鎌倉市と調整を図りながら施設整備を行ってまいります。

.....

<要望事項>

(2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

ア 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道 26 号（横須賀三崎）間の、都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間の早期着工

＜措置状況＞【県土整備局】

三浦半島地域においては、現在、「(都) 久里浜田浦線」や「(都) 安浦下浦線」、「三浦縦貫道路Ⅱ期（北側区間）」の整備に重点的に取り組んでいるところです。

三浦半島中央道路の南側区間についても、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けている、重要な幹線道路であると認識しており、引き続き、各種調査、検討を進めてまいります。

三浦半島中央道路の北側区間約 1 km について、以前は、地元の強い反対がありましたが、平成 26 年度以降、調査の実施については、地元自治会の基本的な理解を得られました。

そこで、各年度の調査を実施するに当たって、前年度の調査結果や当該年度の調査内容について、地元説明を行い、御理解をいただきながら、交通量調査や地質調査などを進めているところです。今後も、丁寧に地元説明を行い、御理解を得ながら、事業進捗に努めてまいります。

＜要望事項＞

イ 県道 24 号（横須賀逗子）における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期実施

＜措置状況＞【県土整備局】

県道 24 号（横須賀逗子）の現道は、人家が連坦しており、現道拡幅や交差点改良による渋滞対策の実施は難しい状況ではありますが、これまでに東逗子駅入口交差点については、ラインの工夫により対応をとらせていただいたところです。

このような状況ですので、渋滞対策について、具体的にどのような方法が良いのか、逗子市と協力して検討したいと考えています。

逗子警察署入口交差点は三浦半島中央道路北側区間が接続する交差点でありますので、三浦半島中央道路北側の整備時にあわせて、拡幅等の改良工事を行うこととなります。

＜要望事項＞

ウ 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期整備並びに三浦縦貫道路（有料道路区間）の料金体系の早期見直し（引き下げ等）

＜措置状況＞【県土整備局】

三浦縦貫道路Ⅱ期の北側区間の約 1.9 km については、引き続き、地元市の御協力を得ながら、平成 31 年度の供用を目指して整備を進めてまいります。

都市計画道路西海岸線の未整備となっている延長約 2.5 km については、「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として新たに位置付けました。

本路線は、自然豊かな「小網代の森」に近接し、「小網代湾」を跨ぐ大規模な橋梁が必要となることから、自然環境への影響やコスト縮減への対応など、具体的な調査・検討が必要となります。

平成 28 年度は、現地における大気、騒音、振動調査を進めており、引き続き事業進捗に努めてまいります。

三浦縦貫道路の料金体系の見直しについては、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営状況は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは難しい状況です。

＜要望事項＞

エ 県道 215 号（上宮田金田三崎港）（江奈湾付近）の歩道設置を含めた視距改良整備の早期実施

＜措置状況＞【県土整備局】

県道 215 号（上宮田金田三崎港）の江奈湾付近では、道路の線形改良と歩道整備に取り組んでおり、平成 26 年度から用地買収と工事を進めているところです。

今後も、引き続き、三浦市と連携を図り、地元関係者の御理解、御協力をいただきながら、用地取得や工事を推進し、早期の完成を目指して取り組んでまいります。

＜要望事項＞

オ 県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手、県道 40 号（横浜厚木）側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手、県道 40 号（横浜厚木）の国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）の交通安全対策の早期完成

＜措置状況＞【県土整備局】

御要望の、県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの区間については、みちづくり計画の改定に当たり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討したところ、平成 28 年度から 10 年間の計画に位置付けることは困難と判断したところです。

小田急江ノ島線大和 1 号踏切については、歩行者の安全を確保するため、拡幅することで、鉄道会社と調整しております。

県道 40 号（横浜厚木）の海老名駅入口交差点については、右折レーンがなく渋滞していることは認識しており、事業を進めたいと考えておりますが、用地取得が難航している状況です。

引き続き、用地交渉を進めてまいります。交差点改良事業のみではなく周辺のまちづくりとあわせて、地元の協力がいただけないと実現が困難な状況ですので、海老名市の協力が不可欠と考えております。

県道 40 号（横浜厚木）の国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅については、海老名市通学路交通安全プログラムに基づき、海老名市立小中学校通学路安全対策委員会が合同点検の実施箇所決定した場合は、合同点検の場で、現地の状況を確認し、県では、どのような対応が可能か、市や交通管理者などとともに検討してまいります。

県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）の交通安全対策については、既に踏切内の歩道設置工事が完了しております。

また、桜ヶ丘 1 号踏切から旧県道までの安全対策については、これまでに、概ね 5 割の歩道設置工事が完了しております。

今後も、地元住民の御理解を頂きながら、用地取得を進めるとともに、事業進捗に努めてまいります。

＜要望事項＞

カ 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）及び都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第 1 期事業区間）の早期完成

＜措置状況＞【県土整備局】

県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の横浜市境から約 1.0km 区間については、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けております。

平成 14 年度から 4 車線化事業に着手し、平成 22 年度からまとまった用地が確保できた箇所の歩道整備を行っております。

また、事業区間西側の旧国道から桜ヶ丘 1 号踏切間の安全対策については、これまでに、概ね 5 割の歩道設置工事が完了しております。

今後も、地元住民の御理解を頂きながら、用地取得を進めるとともに、事業進捗に努めてまいります。

都市計画道路相模原二ツ塚線の都市計画道路町田南大野線から県道 50 号（座間大和）までの区間については、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けており、平成 28 年度は、用地取得や車道部の舗装工事を進めております。

.....
<要望事項>

キ 都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第 2 期及び第 3 期事業区間）の継続施工

<<措置状況>>【県土整備局】

県道 50 号（座間大和）以南については、今後の検討課題としております。

.....
<要望事項>

ク 都市計画道路「下今泉門沢橋線」（北伸整備）、都市計画道路「寺尾上土棚線」（県道 40 号（横浜厚木）以北の整備）、県道 407 号（杉久保座間）（国分・杉久保地区の拡幅）、県道 74 号（小田原山北）（沼田交差点、相模沼田駅交差点の右折車線）、県道 40 号（横浜厚木）・42 号（藤沢座間厚木）・45 号（丸子中山茅ヶ崎）の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路下今泉門沢橋線は、県道 51 号（町田厚木）までの延長約 1 km 区間を「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として位置付けており、平成 23 年度から、事業箇所として予算化しております。

河原口勝瀬線から県道 40 号（横浜厚木）までの区間については、右折レーン設置などの暫定改良に向けて、平成 28 年度も引き続き、用地取得を進めます。

また、本格的な整備については、効率的に事業を進めるため、道路アンダーから道路オーバーへの見直しなど、交差方式を変更することについて、地元の御理解をいただきました。

現在は、都市計画変更に向けて、関係機関との協議を進めているところであり、今後も海老名市の協力を得ながら、出来るだけ早期に都市計画を変更した上で、事業着手を目指してまいります。

また、県道 51 号（町田厚木）との交点から、国道 246 号交差点までの北伸区間については、「かながわのみちづくり計画」で「将来に向けて検討が必要な道路」として新たに位置付けました。

まずは、地元の海老名市が主体となって、課題の整理など基礎的な検討を行い、計画の熟度を高めていただくことが必要だと考えており、県としても市の検討に協力してまいります。

都市計画道路寺尾上土棚線等の県道 40 号（横浜厚木）から（都）緑ヶ丘大塚線までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けておりますが、住宅密集地や学校などの公共施設を通過するほか、相模鉄道との立体交差も必要となるなど、様々な課題があります。

そこで、広域的な観点から県が事務局となって、平成 26 年に関係する 3 市（綾瀬市、海老名市、座間市）との勉強会を立ち上げ、これまで、基本事項や道路ネットワークの確認など、事業化に向けた課題整理に取り組んできたところであり、今後もこの場を活用し、検討を深めてまいります。

県道 407 号（杉久保座間）については、事業の優先度や緊急度から、抜本的な拡幅整備を進めることは困難と考えていますが、当面の交通安全対策を実施しております。

具体的には、南側の杉久保地区で、市が実施している水路（釜坂川）の暗渠化と連携して、歩道整備（幅員 2 m 以上）を行っており、約 180 m が完成し、残りの 80 m 区間についても、順次、取り組んでまいります。また、北側の国分南 1・2 丁目地区については、舗装及び側溝の補修工事にあわせて、市や県警と相談しながら実施できる安全対策を実施いたしました。

沼田交差点及び相模沼田交差点については、平成 27 年度に用地調査等を実施し、平成 28 年度に交通量調査及び交差点概略設計を実施しております。なお、工事着手については、事業中区間の進捗状況や県全体から見た事業の優先度や緊急度などを踏まえて検討してまいります。

県では、自動車や歩行者の交通量を踏まえ、歩道整備や右折レーンの設置を進めており、綾瀬市内では県道 42 号（藤沢座間厚木）の大上地区における歩道整備事業や、県道 45 号（丸子中山茅ヶ

崎)の吉岡交差点の改良事業を実施しております。

事業中箇所を進捗状況を見ながら、次の整備箇所については検討してまいりますが、事業着手にあたっては、地元の合意形成が必要なことなどから、綾瀬市の御協力が不可欠であると考えております。

.....
<要望事項>

ケ 県道 22 号(横浜伊勢原)(用田橋～戸沢橋間の拡幅)の都市計画決定及び早期事業化

<<措置状況>>【県土整備局】

県道 22 号(横浜伊勢原)について、まずは、用田バイパスから県道 46 号(相模原茅ヶ崎)までの約 2.1km 区間について、4 車線化に取り組むこととしており、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に新たに位置付けました。

これまで、道路計画について地元説明を行っているところであり、今後も市の協力を得ながら、出来るだけ早期の都市計画決定を目指してまいります。

.....
<要望事項>

コ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路金子開成和田河原線の県道 711 号(小田原松田)から国道 255 号までの区間については、「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として新たに位置付けました。

平成 28 年度は、道路の詳細設計を実施するとともに、鉄道との交差点について、構造や施工方法を検討しており、引き続き事業進捗に努めてまいります。

また、都市計画道路和田河原開成大井線の都市計画道路沼田斑目線から県道 74 号(小田原山北)までの区間については、今後の検討課題と考えております。

.....
<要望事項>

サ 都市計画道路「河原口中新田線」と都市計画道路「3・4・4 中新田鍛冶返線」の未整備区間の整備による交通渋滞の緩和と安全で快適な歩行区間の確保

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路「3・6・4 河原口中新田線」については、さがみ縦貫道路の海老名インターチェンジへの接続道路として、インターの開通に合わせて、平成 22 年 2 月に県道 43 号(藤沢厚木)までの区間を供用開始いたしました。

その先の相模大橋までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映いたしました。

この区間は、厚木駅周辺で計画されている再開発事業と連携した取組が必要と考えておりますが、まずは、まちづくりの観点から海老名市において、課題の整理など基礎的な検討を行い、計画の熟度を高めていただければと考えております。

都市計画道路「3・4・4 中新田鍛冶返線」については、みちづくり計画の改定に当たり、海老名市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討したところ、平成 28 年度から 10 年間の計画に位置付けることは困難と判断したところです。

.....
<要望事項>

シ 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進

《措置状況》【県土整備局】

都市計画道路穴部国府津線の県道720号(怒田開成小田原)から県道74号(小田原山北)までの区間(VI期区間)については、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けており、平成25年6月に事業認可を得て事業に着手しております。

平成28年度は、用地取得を進めてまいりました。引き続き、地元の御協力を得ながら整備を推進いたします。

都市計画道路城山多古線・小田原山北線の小田原市久野から穴部までの区間については、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けており、平成24年11月に事業認可を得て事業に着手しております。

平成28年度は、用地取得を進めてまいりました。引き続き、地元の御協力を得ながら整備を推進いたします。

都市計画道路小田原中井線については、小田原市羽根尾から、国道1号までの区間を、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けており、これまでに、起終点において、一部用地取得を行いました。

今後も引き続き、地元の御協力を得ながら事業進捗に努めてまいります。

.....
<要望事項>

ス 綾瀬市内における県道40号(横浜厚木)、県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の早期4車線化に向けた事業計画の策定及び整備

《措置状況》【県土整備局】

御要望の、県道45号(丸子中山茅ヶ崎)と県道40号(横浜厚木)の綾瀬市内の4車線化については、みちづくり計画の改定に当たり、綾瀬市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性など総合的に検討したところ、平成28年度から10年間の計画に位置付けることは困難と判断したところです。

.....
<要望事項>

セ 県道21号(横浜鎌倉)の鶴岡八幡宮から北鎌倉、県道32号(藤沢鎌倉)の鎌倉大仏周辺、県道204号(金沢鎌倉)の鶴岡八幡宮前交差点から十二所神社及び県道311号(鎌倉葉山)の鎌倉市内全線の歩行者空間の改善について、県と市の連携を更に強化し、実効性のある方策の早期検討。特に、喫緊の課題として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせた歩行環境や道路景観の改善

《措置状況》【県土整備局】

一般的に歩道拡幅等で歩行者空間を改善するためには、用地買収が伴いますので、多くの時間を必要としますが、加えてこの地域においては、史跡や歴史的建造物が多いこと、自然環境の保全への配慮が必要なこと等、この地域特有の課題があります。

今後は、具体的にどのような取組ができるのか、鎌倉市からの御提案もいただきながら検討する必要があると考えております。

.....
<要望事項>

ソ 厚木桑野道路(仮称)森の里インターチェンジから県道64号(伊勢原津久井線)へのアクセス道路となる県道(仮称・上古沢煤ヶ谷線)の整備実現

《措置状況》【県土整備局】

「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映いたしました。

まずは、地元の厚木市と清川村で、課題の整理など基礎的な検討を進めていただければと考えております。

.....
<要望事項>

タ 逗子市内の県道の歩道は狭く、車いすやベビーカー、高齢者、足の不自由な方などの通行が難しいため、都市計画道路の整備を含めた歩道拡幅の早期事業化

<<措置状況>>【県土整備局】

まずは、県道の歩道拡幅について、具体的な箇所を御提案いただき、県全体から見た優先度や緊急度などを見ながら検討してまいります。

なお、歩行者等の安全を確保するうえで必要な対策については、今後も、逗子市の意見等を聞きながら、検討してまいります。

.....
<要望事項>

チ 南足柄市と箱根町を連絡する道路の継続した工事費等の予算措置及び早期完成

<<措置状況>>【県土整備局】

南足柄市と箱根町を連絡する道路は、県西地域の新たな道路ネットワークを形成し、災害時の代替ルートになるとともに、観光振興をはじめとする地域活性化にも役立つ重要な社会基盤です。

平成 27 年度には、本格的な法面の防災対策工事に着手し、平成 28 年度は、橋梁補修工事を実施しており、今後も、引き続き、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催までの開通に向けて、整備を推進してまいります。

.....
<要望事項>

(3) 逗葉新道の無料化について

逗子市内の生活道路に逗葉新道の有料区間を避ける車両が流入し、市内交通の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

<<措置状況>>【県土整備局】

逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があり、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道 24 号（横須賀逗子）まで開通しますと、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでまいります。

.....
<要望事項>

(4) 橋梁の整備促進等について

「SS9 橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部）の早期整備を図ること。

<<措置状況>>【県土整備局】

（仮称）相模新橋については、まずは、歩行者等の交通安全の観点から、取水堰の管理橋として使用されている橋を、歩行者と自転車に限定して供用したいと考えており、引き続き地元の厚木市及び海老名市と協力しながら取り組んでまいります。

.....
<要望事項>

(5) 三浦半島地区有料道路の値下げについて

地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化を図るため、本町山中有料道路、三浦縦貫道路及び逗葉新道の通行料金を値下げするとともに、今後予定される消費税率の引き上げにともない通行料金を見直す場合にも、三浦半島の3有料道路の料金は据え置くこと。

また、本町山中有料道路は利便性向上のためにETCを導入すること。

《措置状況》【県土整備局】

本町山中有料道路及び三浦縦貫道路については、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営環境は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは難しい状況です。

逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があり、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道24号（横須賀逗子）まで開通しますと、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでまいります。

将来、消費税が8%から10%に引き上げられる際の料金改定については、国から示される方針に基づいて対応していくこととなりますが、これまでの料金値上げの経緯を踏まえ、地元の声を受け止めながら対応してまいります。

ETCについては、導入コストが安い、簡易なETCの実用化に向けた検討が、国等の関係機関により、進められているところであり、実用化の目途がたった段階で、道路公社とともに検討してまいります。

.....
<要望事項>

(6) 横浜横須賀道路の（仮称）横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジの早期完成について

横浜横須賀道路の（仮称）横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジの早期完成を図るため、十分な社会資本整備総合交付金の予算を確保し、整備を促進することを国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

（仮称）横須賀PAスマートインターチェンジなどのスマートインターチェンジについては、整備に係る財源を確保し整備促進を図るとともに、整備に向けた取組を強力に支援するよう、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国や高速道路会社へ要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、国等に強く働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

(7) 国・県道における自転車通行帯等の整備について

交通の大動脈である国・県道における自転車通行帯等の整備を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

国が定めた「自転車利用環境創出ガイドライン」によれば、自転車通行環境の改善等を進めるに当たっては、まず市町村が自転車ネットワーク計画を策定することとされております。

県では、計画策定時に参画するとともに、ネットワーク計画で選定された県が管理する路線について実施可能な自転車通行空間の整備を検討してまいります。

19 海岸・河川の整備について

<要望事項>

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。し

かし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

については、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 海岸の保全について

ア 早急に砂浜の侵食について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。

《措置状況》

重点要望事項 6-(2)-アで回答

＜要望事項＞

また、砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、柳島海岸、中海岸、菱沼海岸等の海岸浸食対策に茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用すること。

さらに、竹簀柵等の設置により飛砂を抑制し、漁港への飛砂侵入防止と投入した養浜材を滞留させることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

茅ヶ崎海岸では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一带に堆積した砂についても、漁港管理者である茅ヶ崎市と連携して、養浜材として活用しているところです。今後も引き続き、企業庁や茅ヶ崎市と連携して、養浜事業を進めてまいります。

また、竹簀柵は、サイクリングロードや国道134号の通行機能の維持を図るため、飛砂の抑制が必要な箇所に設置しており、今後も引き続き、定期的に補修や更新を行ってまいります。

なお、漁港への飛砂侵入防止対策は、漁港管理者である茅ヶ崎市の対応と考えております。

＜要望事項＞

イ バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。

《措置状況》

重点要望事項 6-(2)-アで回答

＜要望事項＞

(2) 河川の整備促進について

ア 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所を早期に整備するとともに、整備が完了するまでは暫定改修等の対策を講じること。

また、目久尻川については、海老名市公共下水道雨水幹線の接続にあたり流出抑制されているため、流出抑制の解除及び、浸水被害発生状況に対応した新たな河川改修を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

永池川の東名高速道路交差部より上流の流橋までの延長1.3kmの未整備区間については、下流から順次区間を区切って整備を進めることとしています。現在は、最下流の約0.5kmについて、整備に取り組んでおり、平成25年度から用地買収に着手し、平成27年度末までの用地取得率は約6割となっております。

今後も、引き続き用地買収を促進しながら、早期の整備を目指してまいります。

目久尻川については、時間雨量50mmの降雨に対応する整備が概ね完了していますが、一部堤防の高さが足りない箇所で、堤防の嵩上げ工事などを行っております。

流出抑制の解除については、河川整備の進捗状況に応じて、市と調整してまいります。

目久尻川の新たな河川改修については、県内には、まだ時間雨量 50mm の降雨に対応する整備が完了していない河川も多くありますので、まずは、それらの河川について、優先的に整備を進めてまいります。

.....
<要望事項>

イ 蓼川について、重点整備区間を早期に整備すること。

また、上流の中川橋から打越橋の区間に対しても総合治水対策に基づく河川改修事業を促進させるとともに、河川改修に併せた歩行空間等の環境整備を推進すること。

さらに、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備に必要な財政的支援を講じること。

《措置状況》【県土整備局】

蓼川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置付け、時間雨量概ね 60mm の降雨に対応できるよう、護岸の整備を進めております。

蓼川の引地川合流点から比留川合流点までの約 1.2km の区間については、平成 32 年度を目途に、都市計画道路の橋梁新設や既設橋梁の架け替え工事との調整を図りながら、護岸整備を完了する予定です。

比留川合流点から上流については、これまでに、中川橋までの約 0.6km の区間の護岸整備が完了しており、引き続き、上流に向けて整備を進めてまいります。

なお、河川改修に合わせた歩行空間の環境整備については、市の考え方を伺いながら、どのような対応が可能か調整してまいります。

また、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備については、市が雨水排水処理施設等の整備を進めるに当たり、国の交付金をより一層活用できるよう、県としても交付要件の緩和や財源の確保について、引き続き国へ要望してまいります。

.....
<要望事項>

ウ 二級河川引地川の大山橋の架け替え及び護岸整備を早期に完了するとともに、架け替え工事が終了するまでは暫定的な安全対策を講じること。

また、平成 26 年 6 月に市内を流域とする引地川、境川が特定都市河川に指定されたことにより、市民や事業者、流域自治体に対し、新たな雨水の流出抑制対策などの負担を求めている状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を両河川の未整備箇所において、速やかに推進すること。

《措置状況》【県土整備局】

引地川の大山橋については、平成 27 年度に詳細設計を行っており、平成 28 年度から平成 29 年度に橋梁の架替工事を実施し、護岸の整備を含め、平成 30 年度の完成を目指して、工事を進めてまいります。

なお、暫定的な安全対策については、県と市からなる連絡調整会議の中で、市の考え方を伺いながら、どのような対応が可能か調整してまいります。

境川及び引地川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置付け、時間雨量概ね 60mm の降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めております。

.....
<要望事項>

エ 狩川等の県管理河川では土砂が堆積しているため、早急に河床の浚渫を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

酒匂川や狩川などの県管理河川では、河川巡視の際に土砂の堆積状況を把握して、適切な河床の維持に努めているところであり、土砂が堆積している箇所について河床整理を実施しております。

今後も引き続き、災害の未然防止のため、河川の堆積土砂の対策に取り組んでまいります。

.....
<要望事項>

オ 山王川流域は都市化も著しいことから、集中豪雨や台風等の大雨による水害が発生しており、平成 24 年の台風 4 号では河川改修事業区間で護岸が崩落したため、早期に河川改修断面での整備を行うこと。

また、小田急線橋梁上流部では、溢水被害が生じていることから、早期に整備するとともに、暫定的な整備の実施を検討すること。

《措置状況》【県土整備局】

山王川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置付け、時間雨量概ね 43mm の降雨に対応できるよう、護岸の整備を進め、河口から富士見橋の区間は、護岸の整備が完了しております。

現在は、富士見橋から小田急線橋梁の区間で、河幅を広げるための用地買収を進めており、平成 27 年度からは、用地を確保できた箇所、護岸の整備に着手しており、引き続き、整備を進めてまいります。

また、小田急線橋梁の架け替えに向け、鉄道事業者と調整を進めており、平成 28 年度は、橋梁の設計を小田急電鉄へ委託しております。

小田急線橋梁上流については、小田急線橋梁架替え後に下流から順次整備を進める予定としておりますが、当面、堆積土砂の撤去など、適切な維持管理を行ってまいります。

.....
<要望事項>

カ さがみグリーンラインは、相模川沿いの各スポーツ施設の連携と充実を図り、各施設が持つ様々な機能を十分に発揮させるために重要な役割を担っているため、早期に整備すること。

《措置状況》【県土整備局】

さがみグリーンライン自転車道については、県央地域の座架依橋付近から湘南地域の湘南大橋に至る計画延長約 21km のうち、さがみ縦貫道路と並行する海老名市河原口から寒川町一之宮までの約 10km を先行整備区間として位置付けております。

この区間については、これまでに用地取得がほぼ完了し、さがみ縦貫道路を建設する際に使用した工専用進入路の撤去など、関連工事が完了した箇所から、順次、工事に着手することとしております。

平成 28 年 4 月には、海老名市内の約 0.8km 区間を、初めて供用開始したところであり、今後も引き続き、工事を進めてまいります。

また、さがみグリーンラインの緑地については、関連する事業の進捗状況等を注視しながら、自転車道の整備に合わせて取り組んでまいります。

.....
<要望事項>

キ 浸水被害対策として実施する雨水管からの計画放流量が抑制されることなく河川に放流できるようするため、一級河川玉川、小鮎川及び荻野川の河川改修を進めること。

《措置状況》【県土整備局】

玉川、小鮎川及び荻野川では、一部の区間を除き、時間雨量概ね 40mm の降雨に対応できる整備状況となっており、現在は、上下流と比較して流下能力の低い箇所の整備に取り組んでいるところです。

浸水被害を軽減する対策としては、河川整備の進捗状況に応じて、下水から河川への放流量を見直すことなどについて、市と調整してまいります。

.....

<要望事項>

ク 大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、平成 27 年 4 月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面上における安全対策を実施するとともに、相模川左岸の築堤の早期整備及び具体的な河川整備内容を明らかにする相模川河川整備計画を早期に国と策定すること。

また、津波が遡上した際、相模川及び小出川に不法係留されているプレジャーボートが被害拡大の要因となるため、早急に不法係留船対策を講じること。

<措置状況>【県上整備局】

小出川については、時間雨量 50mm の降雨に対応できるよう、小出川・千の川河川整備計画に基づき、下流から順次、川幅を広げる護岸工事や、橋梁の架け替え工事のほか、遊水地の整備に向けた調査を進めております。

現在は、聖天橋の架け替え工事などを実施しており、遊水地については、平成 27 年度に、茅ヶ崎市の行谷地区を最有力候補地として選定したところです。

また、相模川の国土交通省直轄区間の築堤整備の促進については、県としても、早期整備について国に要望しているところであり、引き続き、御要望の趣旨を国に伝えてまいります。

相模川河川整備計画については、早期策定に向け、今後も国と連携して取り組んでまいります。

相模川及び小出川における不法係留船対策については、平成 23 年に、茅ヶ崎市や学識者などを構成員とした協議会を国と合同で立ち上げ、対策に取り組んできたところです。

県が管理している小出川については、平成 28 年 12 月に不法係留船を一掃いたしました。

20 都市整備について

<要望事項>

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

については、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、県の防災事業実施を目的とする復興増税を活用し、国の公共事業採択基準未滿のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

<措置状況>【県土整備局】

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業の採択基準の緩和については、「国の施策、制度、予算に関する提案」や予算要望時等において、国に対して働きかけを行っておりますが、全国的には、まだ整備水準が低いことから認められておりません。県としては、今後も引き続き、機会あるごとに要望してまいります。

また、復興増税を活用できる緊急防災・減災事業の対象となるのは、防災拠点施設や避難路などの整備であり、県では、沿岸部の急傾斜地崩壊防止施設に津波避難階段を整備する県単独事業の財源として活用しております。

.....

<要望事項>

(2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分配慮すること。

《措置状況》【総務局】

県有地の利活用に関する地元からの御意見や御要望は、地元市において、その必要性を判断いただいた上で、県と市との役割分担の下に、適切な対応を図っていくべきものと考えており、地元市自ら利活用の意向が示された場合には、御意見や御要望の実現に向け協力しております。

また、民間に処分する場合においても、まちづくりに大きな影響を及ぼす場合など、地元への配慮が必要なケースについては、地元市と丁寧な調整を行っております。

＜要望事項＞

(3) 特定保留区域の市街化編入手続きの迅速化について

特定保留区域の市街化編入にあたり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間の短縮を図ること。

また、国関係協議について、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑な協議が行えるようにすること。

《措置状況》【県土整備局】

特定保留区域等の市街化区域編入に当たり、特に必要となる農林漁業調整については、基準となる「都市計画と農林漁業との調整措置（平成25年6月14日農村振興局長通知）」に基づき実施するとともに、「都市計画と農林漁業との調整事務の迅速化について（平成20年3月19日農村振興局企画部地域計画官補佐）」に基づき、県環境農政局と協力しながら、連絡調整を密にし、調整期間の短縮に努めております。

一方、市街化区域編入のためには、市が具体的な計画をまとめるとともに、地元の合意形成や関係機関との調整を実施する必要もあり、これらの調整に時間を要していることも、要因の一つとなっております。

市街化区域編入には、県と市が一体となって取り組んでいく必要があり、県としては、引き続き庁内の関係室課と積極的な調整を行うとともに、国関係機関との協議に要する情報の収集・提供に努め、さらに、今後開催を予定している、市街化区域編入等を促進するための検討会などの場を通じ、必要な情報の提供や技術的な支援を行ってまいります。

＜要望事項＞

(4) 都市環境整備の推進について

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

《措置状況》【県土整備局】

県では、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、JR東海道本線への新駅設置を含む両市に跨る新たなまちづくりの検討を、支援してまいりました。

新駅設置については、平成27年6月に設置した「村岡新駅の実現に向けた検討会」の中で、新駅要望組織のあり方の検討が進められておりますが、今後も、地元市が連携する取組に、県も協力してまいります。

今後も引き続き、両市一体となったまちづくりの実現に向け、同協議会を通じて、広域的な観点から、両市に対し技術的な支援を行ってまいります。

＜要望事項＞

(5) 空き家対策の推進について

定住を促す魅力的な都市環境づくりと人口減少社会に対応した総合的な住宅政策を推進する

ため、空き家の有効活用や流通の促進、解体を含めた適正な管理等について、財政支援を行うこと。

《措置状況》

重点要望事項 6-(3)で回答

＜要望事項＞

(6) 水道事業体の広域化等の支援について

県下の水道事業体で広域化または県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺事業体に対しても積極的に働きかけるなど、広域化等に向けた具体的な枠組みを整えること。

《措置状況》【政策局】

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、職員の高齢化による技術継承の危機など厳しさを増しており、こうした課題を解決し、将来にわたって安定的な水道事業を持続していくためには、事業者の枠を超えた広域化を進め、スケールメリットを活かしていくことが必要です。

このような中、県には広域化の検討を開始するための動機付けや助言など、先導的な役割を果たすことが期待されております。

本県の水道事業は、その成り立ち、規模、地勢及び経営状況が大きく異なっていることから、まずは、お互いの理解と課題認識の共有を進め、その上で協力・連携できるところから広域化に取り組んでまいります。

県としては、今後も広域化を進めるための中心的役割を果たし、県内水道事業者と丁寧に議論を進めてまいります。

＜要望事項＞

(7) 工業系用地の充実について

昨年度「神奈川県土地利用基本計画」の改正を受けた市町村の取組を支援するため、都市整備部門のみならず、農政、環境、産業立地部門等を含めた一元的な窓口を設けて、より積極的に各種調整を行うこと。

《措置状況》【産業労働局】

市町村の取組を支援するため、企業誘致について県の関係局と調整が必要な場合には、産業労働局企業誘致・国際ビジネス課が窓口となり、調整させていただきます。

21 都市公園等の整備について

＜要望事項＞

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。については、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 広域的な緑地保全の推進について

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務や、歴史的風土特別保存地区の指定拡大、市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与とともに、これらの広域的な地域制緑地に対する積極的な維持管理や所有管理に対する補助制度創設、及び市による樹林管理事業への支援など、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の考え方に沿った対応をとること。

《措置状況》【環境農政局】

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務については、県として補助制度を創設することは考えておりませんが、現行の国庫負担率では財源として不十分であることから、緑地の買入れに対する追加の財源措置を引き続き国に要望してまいります。

歴史的風土特別保存地区の指定については、市から具体的な提案を伺いながら、県有地となった後の管理上の課題や指定の必要性等について、市とともに検討してまいります。

維持管理の行き届かない緑地は、生物多様性を損ね、景観を阻害するだけでなく、土砂崩壊や倒木などの危険性もあることから、他県や関係市とも連携し、維持管理に対する補助について、引き続き国に要望してまいります。

なお、県としては、かながわトラストみどり基金を活用し、県有緑地の維持管理に努めているところです。

.....
<要望事項>

(2) 城ヶ島ハイキングコースの整備について

台風被害により通行止めが続いている県立城ヶ島公園区域及び三崎漁港区域内における城ヶ島水っ垂れハイキングコースの早期整備を図ること。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、水っ垂れハイキングコースは侵食が進み危険な状況であったことから、平成 17 年から 19 年にかけて公園区域内の斜面において落石防止対策のロックネット工事を実施しております。

また、水っ垂れハイキングコースは、「魅力あふれる城ヶ島創造プラン（平成 23 年 8 月）」により整備が位置づけられており、このプランの役割分担に基づき県で平成 23 年度に測量やルート、構造等の検討までを行いました。

今後の事業化検討において、このコース整備の事業主体である三浦市が「社会資本整備総合交付金」の活用を検討する場合は、国、県の関係機関との調整に関する支援等の面で助言等を行ってまいります。

また、城ヶ島ハイキングコースの一部は漁港区域内を通過していますが、ハイキングコースは、漁港管理及び海岸保全に関係する施設ではないため、県が整備することは困難であります。

三浦市が整備する場合には、漁港管理条例に基づく手続が必要となりますので、具現化する際には御相談いただくこととなります。

.....
<要望事項>

(3) 県西地域における広域公園の整備について

健康増進を図るなど多面的な機能を担うなど重要な役割を果たすことが期待されている県立おだわら諏訪の原公園について、第 2 期・第 3 期事業区域の早期事業化を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

県立都市公園の整備については、近年における予算規模が、厳しい状況にあるなか、県民のいのちを守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、長寿命化計画に基づく維持保全や、防災関連施設の整備、既に工事に着手している新規箇所の整備など、優先度を考慮し、より効率的・効果的に進めているところです。

こうした中、おだわら諏訪の原公園については、まずは、第 1 期区域の全面開園を目指してまいります。

また、本公園は、基本構想の策定後約 20 年が経過しており、社会経済情勢も変化していることから、これまでも取り組んでまいりました利用者へのアンケートや地元の方との連絡会を通じ、ヘルスケアパークを含め、公園として求められる機能についての御意見を伺いながら、この公園の基本構想の見直しや計画づくりについて検討してまいります。

22 都市交通の整備について

<要望事項>

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。

については、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

- (1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について
バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

《措置状況》【県土整備局】

県は、公共交通の連続性・利便性の向上を含め、総合的に交通施策を推進しております。その中で、バスを中心とした地域交通については、基本的には、市町村が事業者への働きかけにより計画的な取組を行い、県は、広域的視点により、市町村の取組に対し支援を行うものと考えております。

御要望のノンステップバス導入経費に対する新たな支援制度の創設については、県内のノンステップバスの導入状況等をみながら、その必要性を含めて、検討してまいります。

なお、県では、乗合バス事業者がノンステップバスを購入した場合、自動車税や自動車取得税を減免するといった税制上の措置を講じております。

<要望事項>

- (2) 公共車両優先システム(PTPS)の導入推進について

公共交通の利便性向上のため、逗子地域の渋滞が著しく発生している地区に公共車両優先システム(PTPS)の導入を推進すること。

《措置状況》【警察本部】

公共車両優先システム(PTPS)については、県警察による光ビーコン等の整備が必要となりますが、同時に、バス事業者において光ビーコンと通信をするための車載機をバスに設置する必要があります。

導入については、交通需要、交通環境を踏まえた上で、整備する路線、整備の時期、内容等についてバス事業者と連携し検討してまいります。

<要望事項>

- (3) 大量公共交通機関の必要性の位置付けについて

相模川以西への広域的な大量輸送が可能な公共交通機関として、小田急多摩線や相鉄線の延伸など、相模川以西の発展に向けた公共交通機関の必要性を「かながわ交通計画」に位置付けること。

《措置状況》【県土整備局】

相模川以西への広域的な大量公共交通機関の整備については、まずは地域において必要性の議論を深めていただきたいと考えております。

御要望の点については、今後の地域での検討状況や、交通を取り巻く環境の変化等を考慮するなど、様々な観点から検証していく必要があります。

<要望事項>

- (4) ロードプライシングの推進について

鎌倉地域の主要な幹線道路(県道など)では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生しているこ

とから、その解消の施策である（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。

《措置状況》【県土整備局】

県は、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」及びロードプライシングに特化した「特別委員会」に委員として参加しており、引き続き、必要な技術的助言を行ってまいります。

.....
<要望事項>

(5) コミュニティバスの運行支援について

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地域の解消等を目的として市町村が行うコミュニティバス運行には多額の財政負担が必要となるため、新たな国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

国は、平成23年度に、コミュニティバスを含む地域公共交通の運行や実証調査などに対する支援のため、地域公共交通確保維持改善事業の国庫補助制度を創設しております。

県は、地域の実情や意向に配慮した運用や、補助限度額の見直しなど、制度の拡充を図るよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

(6) 神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金について

神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金について、十分な予算を確保すること。

《措置状況》【県土整備局】

国は、地域公共交通の運行等を支援するため、バス事業者を対象に、地域間幹線系統に係る運行経費等の一部を補助する国庫補助制度として、地域間幹線系統確保維持費補助金を設けています。

御要望については、地域の実情や、現行の補助制度等を踏まえ、必要な支援を行ってまいります。

23 農林水産業の振興について

<要望事項>

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

については、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

(1) 6次経済の核となる漁港づくりの推進について

6次経済の構築をめざし、「漁港施設の高度衛生管理の更なる推進」をはじめとする各施策の推進を図るとともに、市が行う施策について必要な支援を行うこと。

《措置状況》【環境農政局】

漁港整備を担う県としては、計画に盛り込まれた魚市場前の庇（ひさし）や岸壁の整備を推進してまいりますとともに、引き続き技術的な課題について、必要に応じて三浦市、あるいは関係者に対して指導、助言等を行ってまいります。

さらに、高度衛生管理を着実に進める体制として県、三浦市、市場関係者等からなる「三崎漁港高度衛生管理推進協議会」に参画し、漁港管理者としての役割を果たしてまいります。

また、新設される冷凍マグロ用卸売場の運営が円滑に行えるよう、占用料の免除を検討してまいります。

.....

<要望事項>

(2) 農地の相続税納税猶予制度の拡大について

農業後継者を育てるため、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和及び適用拡大について、国に働きかけること。

<<措置状況>>【環境農政局】

生産緑地の貸借を行った場合や、生産緑地において温室や畜舎などの農業用施設用地を相続する場合には、相続税納税猶予制度の対象となるよう、「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で提案しております。

なお、国は都市農業振興基本法に基づき基本計画を策定し、今後、より具体的な施策が示されることから、税制を含む都市農業・都市農地に関わる諸制度の見直しについて、国の動向を注視してまいります。

.....

<要望事項>

(3) 漁港整備に関する支援について

小田原漁港特定漁港漁場整備事業の平成 30 年度の完成に向けた予算を確保し、円滑な事業の推進を図ること。

<<措置状況>>【環境農政局】

県西地域の水産物の生産や流通拠点としての発展を図るため、これまで小田原漁港の新港の西側において、「蓄養水面の整備」に加え、「蓄養魚の陸揚げから加工、出荷までの一連の用地造成」等を目的とした整備を進めてまいりました。

防波堤等の外郭施設の整備が概ね完了し、用地造成した土地に接続する臨港道路などの工事を進めております。

今後も引き続き、小田原市や地元関係機関と連携しながら、小田原漁港の整備を推進してまいります。

.....

<要望事項>

(4) 農業系インフラ維持管理に関する支援について

農道や農業用水排水路を地域資源として、地域住民が適切に保全管理を行うための予算措置を講じること。

<<措置状況>>【環境農政局】

農道や農道用排水路など農村集落の地域資源を適切に保全管理するため、農家及び地域住民らによる水路の泥上げ、農道の砂利補充などの経費に対して助成しており、引き続き予算の確保に努めてまいります。

24 公共用地の取得について

<要望事項>

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、公共用地の取得は重要な課題です。

については、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について要望します。

公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共

用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

御要望の点については、平成 28 年度も国に要望しておりますが、引き続き要望してまいります。また、本件については、首都圏整備促進協議会を通じて、国に継続要望しております。

25 地域の活性化に向けた取り組みについて

《要望事項》

「新たな観光の核づくり」などの地域を活性化するためのプロジェクトを推進することが重要です。

については、地域の活性化を図るため、次の事項について要望します。

(1) 「新たな観光の核づくり促進交付金」について

「新たな観光の核づくり促進交付金」について平成 29 年度も継続すること。

《措置状況》【産業労働局】

「新たな観光の核づくり」に取り組む地域（城ヶ島・三崎地域、大山地域、大磯地域）に対して、先導的な役割を果たすと認められる事業を「新たな観光の核づくり促進交付金」で引き続き支援いたします。

.....

《要望事項》

(2) 三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための支援の実施について

平成 26 年度に予算措置された広域観光推進事業費など、三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための効果的な支援について、引き続き取り組みを継続すること。

《措置状況》【政策局・産業労働局】

三浦半島地域の観光魅力を観光客誘致につなげていくため、県では、これまで、観光パンフレットを作成するとともに、市町や民間事業者等と連携した、県内外での観光キャンペーンの開催などを通じて、三浦半島地域の観光魅力のPRを行ってまいりました。

さらに、平成 27 年度は、旅行業者と連携し、「ガイド付きで行く！小網代の森ウォーク」ツアーや、「よこすかグルメ満喫&どぶ板通り商店街散策」ツアーなどを企画・販売して、三浦半島への誘客を促進したほか、（県・市町村・観光協会・民間事業者で構成する神奈川集中観光キャンペーン実行委員会において、）平成 28 年 6 月には、三浦半島の代表的な観光地を結ぶドライブルート等を盛り込んだ観光ガイドブックを中日本高速道路株式会社などと連携して作成し、県外でも広く配布しているところです。

今後も、更なる観光客の誘致に向けて、市町や民間事業者等と連携し、三浦半島地域の観光魅力のPRを行ってまいります。

また、「海」、「食」、「地域」、「働く」、「住む」という 5 つの魅力を最大化し、地域経済の好循環と定住人口の増加を図ることを目的として、平成 28 年 3 月に「三浦半島魅力最大化プロジェクト」を策定いたしました。

平成 28 年度は、地域再生法に基づく複数年度にわたる枠組みとして「地方創生推進交付金」が創設されたことから、県としては、プロジェクトの更なる推進に当たり、三浦半島 4 市 1 町と共同で地域再生計画と地方創生推進交付金の実施計画を策定し、平成 28 年 12 月に地方創生推進交付金の交付対象事業として決定されたところです。

今後も、県は市町と緊密に連携しながら、引き続き市町のプロジェクトの取組みを支援してまいります。

.....

＜要望事項＞

(3) 三浦半島魅力最大化プロジェクトの積極的な推進について

平成 28 年 3 月に策定された三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進にあたり、広域自治体としての役割を積極的に担うこと。

＜措置状況＞【政策局】

平成 28 年 3 月に策定した「三浦半島魅力最大化プロジェクト」は、三浦半島の魅力を最大化するため、15 項目の個別プロジェクトに取り組み、将来にわたっての「成長力の確保」を図り、「人口減少問題の克服」を目指すものです。

三浦半島の魅力を高めるためには、市町と緊密に連携して、個別のプロジェクトに取り組む必要があります。

こうした中で、平成 28 年度は、地域再生法に基づく複数年度にわたる枠組みとして「地方創生推進交付金」が創設されたことから、県としては、プロジェクトの更なる推進に当たり、三浦半島 4 市 1 町と共同で地域再生計画と地方創生推進交付金の実施計画を策定し、平成 28 年 12 月に地方創生推進交付金の交付対象事業として決定されたところです。

今後も、県は市町と緊密に連携しながら、市域、町域を越えた広域的な取組の積極的な推進を図ってまいります。

＜要望事項＞

(4) 地域振興拠点施設の整備について

地域振興拠点施設として位置付けをしている「(仮称)道の駅 金太郎のふる里」の整備について、総合的な支援を行うこと。

＜措置状況＞【環境農政局・県土整備局】

本県では、平成 26 年 8 月に「道の駅支援検討会議」を開催し、南足柄市が進める道の駅について関係部局と情報共有を図るとともに、関係部局より必要な助言を行ったところです。

引き続き、道の駅整備に伴う諸課題について、必要な助言を行ってまいります。

＜要望事項＞

(5) 大規模スポーツ大会などの誘致に向けた取り組みについて

三浦半島地域全体の魅力を高める大規模スポーツ大会の誘致について支援するとともに、実施の際には技術的・財政的支援をすること。

＜措置状況＞【スポーツ局】

開催経費の負担等の主要な役割については事業者や開催自治体において担っていただくのが原則であり、県としては関係機関との調整等、広域自治体として必要な協力を行ってまいります。

26 計画的な社会資本の整備推進について

＜要望事項＞

少子高齢・人口減少社会を見据え、将来にわたり持続可能な都市を実現するため、計画的な社会資本の維持管理・更新を進めていく必要があります。

ついては、次の事項について要望します。

(1) 国庫補助金の予算確保について

社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金について、割落としをせず地方が必要とする総額を確保するよう国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

社会資本整備総合交付金については、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に働きかけているところです。

今後も様々な機会を捉えて、引き続き、国に強く働きかけてまいります。

また、農山漁村地域整備交付金による土地改良施設等のインフラ整備については、農業の生産性向上及び農地の持つ多面的機能の十分な発揮に必要なと認識しておりますので、引き続き、国に強く働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

(2) 行政機能の集約に係る支援について

高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、国の施策であるコンパクトシティ及び国土強靱化を推進するほか、厳しい財政状況にも対応するため、行政機能の複合・集約化を推進する支援制度の創設について、国に働きかけること。

《措置状況》【政策局・総務局】

国では、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し、国公有財産の最適利用を図る方向を打ち出しており、県としても国や市との行政機能の集約化は、有効な整備手法の一つと認識しております。

その推進に向け、県としても県有施設整備の際には、地元市に合築の相談をするなど、連携して取り組んでまいります。

また、平成 27 年度から 3 年間、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の複合・集約化に対し、地方債（公共施設最適化事業債）が創設され、県内市町村においては既に御活用いただいているところです。

本事業債については、地方公共団体間の広域連携により事業を実施する場合なども対象となりますので、事業の進捗にあわせて相談に応じてまいります。

なお、本事業債については、平成 29 年度までの措置であることから、期間の延長を図るよう、関東地方知事会において、国に要望しております。

27 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 開催に向けた取り組みについて

<要望事項>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のセーリング競技会場に江の島が決定するとともに、ラグビーワールドカップ 2019 の開催都市に「横浜市・神奈川県」が決定しました。今まで以上に県内への注目度が高まっており、関係機関との密接な協議・連携のもと、準備を進めていくことが必要です。

また、これらの大会に向け、誰もが快適に楽しめる観光空間を実現する必要もあります。

については、都市基盤等の整備を図るため、次の事項について要望します。

(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた基盤整備等の支援について
観光インフラの整備等に対する財政支援制度を充実すること。

また、この機会に神奈川県魅力を世界に発信するための歴史や文化財等を活用した文化プログラムの企画・展開に対し、予算面や推進体制での支援を行うこと。

《措置状況》【政策局・県民局・産業労働局】

観光インフラの整備は、関係機関が連携して推進していく必要があることから、市町村、商工会議所、商工会、旅行者、宿泊施設等の団体及び学識経験者で構成する協議会を設置し、事業内容や現状、役割分担及び財源確保について検討してまいります。

なお、市町村が設置する施設については、市町村自治基盤強化総合補助金の補助対象（補助率 3

分の1)となっておりますが、協定等を結ぶなど、他市町村と連携の上、実施されるものであれば、広域連携事業に該当し、補助率が2分の1となる場合もございます。支援内容については、今後とも、市町村の御意見を伺いながら検討してまいります。

また、民間事業者が、県内の周遊につながるWi-Fiスポットや観光案内板等の施設を整備する際に、その一部を補助する制度を平成29年度から新たに設けます。さらに、神奈川の歴史をテーマに更なる観光客の誘致を図るため、旅行会社にツアーの企画・商品化を働きかけるガイドブックの作成や、観光ガイドの育成を図る取組などを平成29年度からスタートさせます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして、世界に向けて文化財等を含む地域の文化資源を活用して、神奈川の文化の魅力を発信するため、知事と県内全市町村長を構成員とする「神奈川県オリパラ文化プログラム推進協議会」を設置したところであり、市町村などと連携を強化してオール神奈川で取組を推進してまいります。

<要望事項>

(2) スポーツ施設の整備等に関する支援について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に向けたスポーツ施設の整備等について、新たな国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。

《措置状況》

重点要望事項 6-(4)で回答

28 公契約法の制定について

<要望事項>

近年の景気低迷による執行案件の減少等により、業者間の受注競争が激化し、そのしわ寄せが下請け業者やその労働者にもおよび、労働条件の悪化を招いている状況となっております。労働条件の悪化は、労働意欲の低下や新規入職者の減少などの要因となり、業務の質の低下のみならず、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

については、公契約法の制定を図るため、次の事項について要望します。

公契約に関する法律の整備について

労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上を図り、豊かな地域社会を実現するため、公契約法の制定について、国に働きかけること。

《措置状況》【産業労働局】

県では、平成27年に引き続き、国に対して、公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を進め、その経過や結果を広く自治体に公表するよう働きかけを行っております。

29 産業振興施策に対する財政支援について

<要望事項>

産業の集積は、税収、雇用など、地域の活性化には不可欠であり、新たな技術を積極的に取り入れている地域への支援が重要です。

については、地域の産業振興施策を推進するため、次の事項について要望します。

新たな技術を活用した産業振興施策に対する財政支援について

ドローン（無人飛行機）や自動運転など、新たな技術を活用した産業振興施策について、財政支援を行うこと。

《措置状況》【産業労働局】

県では、ドローン（小型無人航空機）や自動運転車など、新たな技術を活かした生活支援ロボットの実用化を促進するため「さがみロボット産業特区」の取組として、実証費用や開発費用の一部についてなどの支援を行っております。